

会議記録

会議名	令和6年度 第3回 杉並区文化・芸術振興審議会
日時	令和7年3月17日(月) 午後6時00分～午後7時27分
場所	巳善第2ビル6階会議室
出席者	[委員] 曾田修司(会長)、小林真理、染谷真之介、朝枝晴美、谷原博子、米屋尚子、シライケイタ、柴田友敬、高田綾菜 [区] 文化・交流課長(渡邊)、文化・スポーツ担当部長(寺井) [事務局] 文化・交流課
欠席者	後藤朋俊、日沼禎子
配布資料	資料1 令和7年度文化芸術活動助成金制度及び審査について 資料2 杉並芸術会館次期指定管理者の公募について 資料3 令和7年度 文化・芸術振興審議会スケジュールについて 参考資料1 令和7年度文化芸術活動事業助成金募集要項(案) 参考資料2 令和7年度若手アーティスト文化芸術活動事業助成金募集要項(案) 参考資料3 杉並区施設運営パートナーズ制度(指定管理者制度)の導入・運用に関する方針 参考資料4 休館期間中の指定管理業務について
会議次第	[議事] 1 開会 2 議題 (1) 令和7年度文化芸術活動助成金制度及び審査について (2) 杉並芸術会館次期指定管理者の公募について (3) その他 3 事務連絡 令和7年度 文化・芸術振興審議会開催スケジュール 4 閉会
主な発言	別紙のとおり

発言者	発言内容
	<p align="center">－ 開会 － (午後6時00分)</p>
文化・交流課長	<p>1 開会</p> <p>それでは、定刻になりましたので、令和6年度第3回文化・芸術振興審議会を開催いたします。</p> <p>米屋委員と谷原委員から少し遅れるというご連絡を頂いております。また、後藤委員、日沼委員からご欠席のご連絡を頂いているところでございます。</p> <p>まず、配付資料の確認をさせていただきます。資料1から資料3と参考資料1から4となっています。ご確認いただきまして、資料の過不足等がございましたら事務局にお申しつけください。皆様、大丈夫でしょうか。</p> <p>それでは、議事進行につきましては曾田会長にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
曾田会長	<p>皆様、よろしくお願いいたします。これから第3回杉並区文化・芸術振興審議会を始めます。</p> <p>本日の審議会についてですが、令和7年度杉並区文化・芸術活動助成金の審議のほか、これから公募を行う杉並芸術会館の次期指定管理選定に関する事を審議していただくという予定ですので、文化・芸術振興審議会条例第5条第4項に基づき、非公開ということで進めさせていただきたいと思っております。なお、指定管理者の公募要項の公表以降は本審議会の資料及び議事録も公表するということとなります。よろしいでしょうか。</p>
	<p align="center">(「異議なし」の声あり)</p>
曾田会長	<p>では、賛成を頂きました。</p>
	<p>2 議題</p> <p>(1) 令和7年度文化芸術活動助成金制度及び審査について</p>
曾田会長	<p>議題(1)「令和7年度文化芸術活動助成金制度及び審査について」に関して事務局からご説明をお願いいたします。</p>
文化・交流課長	<p>それでは、資料1を御覧ください。「令和7年度文化芸術活動助成金制度及び審査について」のご報告になります。</p> <p>令和7年度につきましては、6年度から引き続きまして、「文化芸術活動事業」と「若手アーティスト文化芸術活動事業」の2事業に対しての助成金事業を行っていきたいと考えてございます。</p> <p>対象の事業期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日となっております。</p> <p>また、対象者につきましても、今年度と変更なく、個人・団体それぞれ記載のとおりとなっております。</p> <p>また、承認予定件数には若干変更がございます。令和7年度につきましては、予算を200万円増額できました。それを活用いたしまして、文化芸術活動事業につきましては、2期制を採りたいと考えてございます。1期につきましては助成事業20件、2期につきましては10件という形で考えているところでございます。</p> <p>2期制にすることによりまして、今までですと、年度後半の事業に関してはまだまだ未確定で申請ができない部分が多かったのですが、それを拾っていけるかなというところがございまして、令和6年度につきましては1期制だったことで、年度の途中で実施ができないということでキャンセルが出てしまったのですが、そういった事業も2期制にすることで少し拾いながらちゃんと助成金を活用していただける体制が整えられるかなと考えているところでございます。</p>

	<p>助成額につきましては、変更なく40万円の補助率3分の2と、若手につきましては、20万円、補助率10分の10というところで進めていきたいと考えてございます。</p> <p>審査項目の見直しにつきましては、前回の第2回で皆様からご意見を頂きました部分につきまして反映させている形になってございます。</p> <p>加点の項目というのを、文化芸術活動事業につきましては、今まで「社会貢献的な要素があるか」としてきた部分の表記を「社会課題に対する取組があるか」という評価に変えているところでございます。</p> <p>また、「区民との関わりや地域への波及効果」としていた表現につきましては「区民に文化芸術に触れる機会を創出しているか」という表現に変えているところでございます。</p> <p>若手アーティストにつきましては、今まで加点項目は3つあったのですが、それぞれを右のような表記に変えているところでございます。</p> <p>「区民との関わりや地域への波及効果」等につきましては「区民に文化芸術に触れる機会を創出しているか」と変えてございます。</p> <p>「社会貢献的な要素があるか」につきましては、「社会課題に対する取組があるか」、これは文化芸術活動事業と同じ表記になっています。</p> <p>若手の新規性があるかにつきましては削除とさせていただいております。これは第2回で皆様からご意見を頂いて、変更しているところでございます。</p> <p>審査のスケジュールにつきましては記載のとおりとなっております。4月15日から5月30日まで、まず、1期を受け付けまして、また、部会で審査していただきながら承認・不承認を決定いたしまして、8月上旬には通知を発送したいと考えているところでございます。</p> <p>また、2期につきましては、10月1日から31日の1か月間で受付をいたしまして、12月下旬には審査部会を開いて、1月上旬に決定という形でのスケジュールを考えているところでございます。</p> <p>令和6年度の結果と令和7年度を取組を先日、議会にも報告させていただきました。その中で、この助成金制度については非常に好意的に受け取っていただいているところで、幾つか課題として挙げたところもございました。文化芸術活動助成事業につきましては、令和6年度は25件募集したところ申請が68件、令和5年度につきましては25件募集のところを申請が71件ということで、3倍近い倍率が出てしまっているところなので、できればこの倍率を、もっとより多くの方々に助成できるような制度に変えていってもいいのではないかとご意見を頂いているところでございます。これは、具体的には40万円という金額を見直して、もっと広く浅く助成していくことも1つの手ではないかというご意見でした。</p> <p>また、もう1つにつきましては、審査の透明性をどう確保していくのかということも課題が挙げてございます。これにつきましては、3分の2の方が落ちるという現状におきまして、自分の提案した内容というのが、どういうところに課題があって、どういうふうに事業を組み立てれば次につながるのかということをちゃんとフィードバックしていくべきではないかというご意見を頂きましたので、この辺りは今後の課題としまして考えていきたいと思っているところでございます。</p> <p>私からは以上になります。</p>
曾田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>資料1の内容をご説明いただきましたが、文化芸術活動事業の助成金額が200万円増えて、1,200万になったというすばらしい成果が</p>

	<p>出ているということと、それから、2期制になって、より使い勝手がよくなっているのではないかと、審査項目の見直しについても、前回までのこの審議会で議論をしていただいたことを反映していただいているということで、委員としては成果が目に見える形で案を出していただいているので、大変ありがたいと思います。</p> <p>それから、1番の実施概要のタイトルの横に書いてありますけれども今回は「両事業への申込は不可」ということになるということで、非常にすっきりと、それぞれの事業の特徴が分かるようになっていると思います。</p> <p>ということで、非常にいい提案をしていただいた、あるいはいい設計をしていただいていると思いますけれども、何か感想がある方は言っていただいて、もし、ご意見を頂けるなら最後に渡邊課長からご説明がありました、議会への説明の際に倍率が高すぎるのではないかと、フィードバックが欲しいということについて、ご意見なりご助言なりがある方がいらっしゃればお聞きできればと思います。</p>
小林委員	<p>まず、予算が増えたということ喜ばしいと思います。</p> <p>議会でいろいろなご意見を頂いたということで、薄く広くがいいのかということもあるかと思えます。</p> <p>まず1つ質問させていただきたいのは、今まで例えば3倍ぐらいの倍率で採択された方々は、みんな40万を使い切っているのでしょうか。</p> <p>次は意見ですけれども、個人的には広く薄くよりも、このぐらいの倍率のほうがむしろいいのではないかなと思います。この事業の意義づけというところもあります、切磋琢磨していくという意味においては、このぐらい倍率があって、これを取れると自分の可能性が広がると思ってもらえるほうがいいのではないかと私は思います。</p> <p>ただ、不採択の人に次は取れるようにサポートをしてあげた方がいいと思っています。単純に申請書の書き方が下手とか、そういう人もいらっしゃると思うのです。どういうところを自分たちの活動の中で強化していけばいいとか、そういうことが分からなくて不採択の場合もあるかと思うのです。ぜひその辺のサポートをしていただいて、「頑張って次は採択に至りましょう」みたいな、そういうことをやっていただけるといいのではないかと個人的には思いました。</p>
文化・交流課長	<p>令和6年度はまだ決算が出ていないので、令和5年度の話をしていしますと、25件中2件が主催者の都合で事業を実施できなかったということなので、丸々執行率がゼロとなってしまった事業が2事業ございました。また、3件、40万を割ったという事業がありましたが、ほかの残り20件につきましては、40万円全て使い切っていただいています。</p>
小林委員	<p>ということは、応募してきてくださっている方々にとって40万という金額はそれなりに意味があるということだと思えるのです。これが例えば30万で薄く広くなるということだと、返ってやりたい人たちにとっては負担をかけることにもなるのではないかと思います。以上です。</p>
曾田会長	<p>ほかにご意見、いかがでしょうか。</p>
高田委員	<p>今の話を聞いてちょっと思ったことで、不採択の方に対してのフィードバックとかサポートみたいなものは結構必要だとは思いますが、ここにどこまで口を出していいものかなというのは、かなり気をつけたほうがいいのではないかなというか。「これがこうなれば採択されます」とか「されやすいです」と、例えば芸術だったり表現活動を誘導するように見えてしまうのはあまりよろしくないかなと思うので、資料の作り方とか事務的な部分のサポートは手厚いほうがいいと思うのですが、そのフィードバックをどういう項目でやるかはすごく考えたほうがいいかなと思いました。</p>

曾田会長	<p>重要な意見を頂いていると思います。参考事例として、アーツカウンシル東京が「アートノト」というシステムをつくってしまっていて、いろいろなよろず相談を受け付けてアドバイスをするというのをやっています。その杉並区版というか、この助成金版をつくれれば非常に効果的なのではないかと思います。</p> <p>渡邊課長のご説明の中では審査の透明性という言葉がありましたけれども、透明性というよりはフィードバック、あるいはナレッジビルディングというか、ナレッジサポートというか、そういう感じで、誘導するのではなくて事務的にインストラクションを与えるというふうに持っていければいいのではないかという気がいたします。</p> <p>それから、小林先生がおっしゃった倍率が広く浅くではなくて、切磋琢磨という部分はどういう設計にするかなのですが、この助成金は、以前は100万円を8団体とか、そういうことだったのですが、それよりはコロナのときはドンと増えたのです。400団体ぐらいでしたか。</p>
文化・交流課長	令和4年度から40万円で、コロナのときは別の制度で事業を行っていました。
曾田会長	今は40万になっているのですが、40万もあれば100万円の方もあるということで、オペラチケットみたいにランク分けをするようなやり方もあるのかもしれませんが、来年度については40万で200万増えて30件でということでご提案が来ているということです。よろしいでしょうか。何かご意見がある方いらっしゃいますか。
シライ委員	さっき聞き漏らしてしまったのですけれども、200万増えた分はどう割り振られるのですか。
文化・交流課長	文化芸術活動助成事業に丸々充てていますので、5件増えています。25件が30件に増えています。
文化・スポーツ担当部長	正式にはあさっての議会で承認されてから確定となります。
シライ委員	40万が30件というとは十分浅い気がします。感覚ですけれども。
谷原委員	<p>曾田会長と私は実は長く関わらせていただいております。最初の件数からすると、多分、最初の議論のときに、どうやって応募の件数を2倍に持っていくかみたいな話をしたことがあって、この周知度も含めてどうやってこの制度を周知していくかという形で議論したことを実は覚えております。</p> <p>それが2とか3になったことは、私どもがいろいろな議論をしていく中で、どんなふうに周知をしていったらいいのか、どんなふうに広報していったらいいのかというのを私は感想ですけども、功を奏してその倍率になって、まさに出せば通るというものではなくなった制度に来て喜ばしいことかなと思いました。</p>
曾田会長	<p>賛成です。</p> <p>2番の審査項目の見直しのところも非常に工夫されているということで、かなり改善点ではないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。</p> <p>若手アーティストの「創造性に富んでいるか」が配点が2倍となっているというのは、創造性の中身が規定されているわけではないのですが、これは出てきてみないと分からないというか、思いもかけなかったものが出てくることに期待するという意味合いで、これはこのままでいいのではないかという気がいたしますが、よろしいですか。</p> <p>では、ご意見、感想も頂いたということで、これに関しては、議論はここまでとさせていただきます。来年度の運営に関してですけれども、部会の設置ということをご了解いただく必要があります。</p> <p>来年度も文化・芸術活動助成金に申請のあった事業について、助成金審査部会という部会を設けて助成金を審査するということになっておりま</p>

	<p>す。</p> <p>部会委員については、審議会条例第6条第2項に基づき、会長の私が指名をするということになっております。</p> <p>毎年同じ方々ということではなくて、少しずつ順繰りにご就任いただきたいという意見もあり、以下のような方々をお願いしたいと考えております。</p> <p>令和7年度の部会の委員として、米屋委員、シライ委員、朝枝委員、そして新たに高田委員で私が加わって5名ということで実施させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	(「異議なし」の声あり)
曾田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、この議題はここまででご了解いただいたということで、次の(2)の議題に参ります。</p>
	(2) 杉並芸術会館次期指定管理者の公募について
曾田会長	「杉並芸術会館指定管理者の公募について」、事務局から説明をお願いいたします。
文化・交流課長	<p>では、まず初めにこの指定管理者の公募をするに当たって、この杉並芸術会館を今後10年先、20年先を見据えて、どう育てていくのかというところを、今日シライ芸術監督にご出席いただいておりますので、お話をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
シライ委員	<p>これまで私が芸術監督に就任するまでの約15年、佐藤信前芸術監督の下、運営されてきた「座・高円寺」は前芸術監督の方針でもある「劇場を広場に」という大きな方針の下、あらゆる人がそこの集まるのだというような、特に子どもたちにとっての安全な場所である、集まれる場所であるという方針がありました。私が就任したのは約1年半前ですけれども、かなり高いレベルでその「広場である」という方針は実現されているなど感じました。</p> <p>ただ、そのことが「座・高円寺」を知らない人、区外の人たち、もっと広く言うと、日本中に知られているかということ、演劇界にいた私でも「座・高円寺」がやっている事業についてはあまり知らなかったのです。とても素晴らしいことをやっている。全公立の小学4年生、私立も含めて観劇の機会を与えたりとか、直接演劇ではないワークショップを毎週のようにやっているとか、親子で遊びに来る機会があるとか、そういうことは非常に素晴らしい取組だと来て初めて知ったのです。</p> <p>このことがもっと外に広がっていけば、つまり広く開いた劇場から遠くへ届く劇場へということを来た時から思っていて、それをさらに推し進めていきたいなど。そのことが杉並区という本当に唯一無二の劇場だと思います。日本中見渡しても、これだけ地域に根づいていて、そしてクオリティーの高い作品を得られている。そのことを外に届けていくことで、さらに劇場のブランド力、そして知名度、そのことが翻って大きな夢としては日本の文化の発信地としての杉並区というところまで行けたらいいなど。そして、その先には世界に通用する作品の創出。世界から尊敬を集める劇場という大きな目標がありますけれども、まずは区の外へ届けていきたい。もちろん区の中を見ないという意味ではないです。今までの魅力を推し進める形で魅力を外にというのが、まず私が劇場に来て思ったことです。</p> <p>最近キーワードのように私が言っている言葉で「世界のあるべき姿を劇場がまず実現していくんだ」と強く思っています。今まで子どもたちには広く開かれた劇場ですけれども、子どもだけではなくて、今年の「劇場へいこう！夏の夜の夢」という作品を作りましたけれども、あれ</p>

	<p>は偶然オーディションを受けに来てくれた、聾者の西脇さんという俳優さんが来てくれたので、彼をキャスティングしたことで、聾者の方々から大きな注目を集めました。こういうふうには1人俳優が加わるだけで、今まで劇場に来なかった人たちが来てくれるのだと新たに思った次第です。</p> <p>ですので、今年はその企画に手話通訳をつけようと思っています。手話通訳もただ通訳するだけではなくて、俳優の一人として作品の中で一緒に生きていくというようなことができないかなと今考えています。そのことでさらに広くお客さんを取り込んでいきたい。聾者だけではなくて、もちろん様々な障害を抱えた人たち、生きづらさを抱えている人たち、つまりマジョリティーに対してマイノリティーと言われるような人たち。それは性的マイノリティーも、人種も含めてです。あらゆる人たちが一堂に、差別なく、偏見なく、垣根なく集まれる場所。つまりあるべき世界を劇場が実現していくのだということを大きく打ち出していきたいと思っています。ですので、例えば日本語を母語としない俳優だけで作る作品とか、性的マイノリティーの方々の作る作品とか、そういうふうには、いろいろな人に劇場に集まっただけのように、子どもから広げていきたいなど、今後の予定として大きくはその2点を考えています。細かくはいろいろありますが、大きくはその2つです。</p>
<p>曾田会長</p>	<p>ありがとうございました。では、それを受けて、渡邊課長資料の説明をお願いします。</p>
<p>文化・交流課長</p>	<p>それでは資料2を御覧ください。こちらにつきましても、今年度皆様からご意見を頂きながら令和7年度中に次年度以降に指定管理者の選定をするというところで、この間なかなか新規事業者の手が挙がらないことを我々の課題と捉えております。</p> <p>その原因はどこにあるのかとか、「座・高円寺」杉並芸術会館をより皆様に使い勝手がいいものに、そして、高い芸術性を発信していける施設にしていくために、どういった提案をしていけばいいのか、我々としてどういったスタンスを取っていいのかというご意見を頂いてきたところでございます。</p> <p>これまで頂きましたご提案等をまとめましたので、今日は少しご紹介させていただければと思います。</p> <p>我々はこの指定管理者を選ぶということに関して、ただ単に事業者を選ぶということではなくて、区の文化・芸術施策というのを10年後、20年後を見据えて、どういう方向性で行きたいのかというのを明確にした上で事業者を募集したいと考えているところでございます。</p> <p>ですので、今回、応募要項につきましては、シライ監督に今お話しいただきましたけれども、シライ監督の思いもちゃんと募集要項に落とし込みまして、区としてこの芸術会館をこういうふうには育てていきたいのだということを明確にした上で事業者を募集していきたいと考えているところでございます。</p> <p>具体的に、今後どういう条件で募集していくのかというのを今日資料で提示させていただいているところでございまして、この間、幾つか皆様からご意見を頂きましたこと、また、我々として考えてきたことを今日まとめさせていただいているところでございます。</p> <p>まず、指定管理期間につきましては、この5年の途中で1回、中規模修繕ということで、今のところ1年程度「座・高円寺」を閉めまして、大がかりな工事を考えているところでございます。そうすると、5年間のうち1年間丸々工事として取られてしまい、なかなか新規事業者としては自分の色を出しづらいつらいかなというところがございましたので、今回</p>

につきましては原則5年のところを1年延ばしまして指定期間を6年としたということが今回の大きな変更点でございます。

また、指定管理者の業務の範囲につきましては、変更はないところでございます。

また、事業者の選定につきましては、プロポーザルという形で今後選定委員会を設置して選定を進めていくところでございますが、来週に第1回の選定委員会を開きまして、募集要項等の素案を委員の皆様にお示ししまして、4月の2週目ぐらいには第2回の選定委員会を開きまして、募集要項を確定して、応募を進めていきたいと考えているところでございます。

具体的なスケジュールに関しては(4)に書いてあるとおりになりまして、募集要項の公開を4月末から6月末ぐらいまで2か月取りまして、現地の見学会を開きながら、また質問等も受けながら進めていきまして、最終的に8月下旬には決定していきたいと考えてございます。

10月には公示等をいたしまして、議会等にも報告をいたしまして、もし業者が変われば引き継ぎになっていきますし、変わらない場合はまた新しい方向性を芸術監督と一緒に考えていくということになってございます。

裏面をめくってください。「募集要項(案)について」ということで、この間文化・芸術振興審議会の皆様からもいろいろとご指摘を頂いている部分を今回の募集要項を作るに当たって「こういうところを変えましたよ」というところを主にピックアップさせていただいているところでございます。

まず、経費の負担ということで、これもこの審議会でもご意見を頂いておりましたが、事業者としましては、「3分の1ルール」と言われているのですけれども、我々がお支払いした指定管理料に対して3倍の事業をなささいというところがあったのですけれども、これは国の助成金を取るのが前提ということになっています。そうすると、国の助成金というのが1年前に申請になりますので、新規の事業者の方々に関しては3分の1のリスクを負った状態で手を挙げなければいけないというところをご指摘いただきましたので、これにつきましては、努力義務としまして、活用していくことという形で表記をしたいと考えております。

また、管理業務を引き続き1年以上行った実績というところで、これも公共施設等を1年以上管理したことがあるということをご前提条件として記載していたところでございますが、これにつきましては募集資格から削除いたしまして、応募書類を基に選定委員会で審査して、判断していただければいいかなと思っています。質を確保していくというところでは、記載が必要だった部分であるかなとは考えますが、とはいえ、これだと新規事業者がなかなか入ってこられないというところもございましたので、今回このような記載に変えさせていただきました。

また、最後のところに関しましては、稽古場等の施設につきまして、どういう活用を図っていくのかというところで、指定管理者が実施する文化芸術振興事業を、そこを活用してやっていただくのがいいのか、区民に貸し出していただくのがいいのかというのは、我々が最初に募集要項で決めるのではなくて、事業者に提案をしていただいて、その上で選定委員会でどういう活用がいいのかを考えていきたいというところでのような表記に変えさせていただきました。

また、選定委員会の「評価項目の追加」というところで、ちょっと戻ってしまうのですけれども、頭のリード文のところ「杉並区施設運営パートナーズ制度(指定管理者制度)」という、杉並区は新しくこの

	<p>制度をつくりまして、簡単に申しますと、今まで指定管理者にまかせきりだった部分をちゃんと指定管理者と区と一緒にやって施設を育てていきたいと思いますということが書いてあります。</p> <p>そして、区と一緒にやって実施していく以上、区の目標でもあるSDGsの実現も一緒に考えていきたいと思いますということをこの制度の中でうたってございますので、我々としても選定委員会で事業者を選定していくための評価項目の中に、こういった視点も盛り込んでいきますという記載をさせていただいているところでございます。</p> <p>私からは以上になります。</p>
曾田会長	<p>これもいろいろ今までの審議会での議論を生かした上でつくって提案していただいている内容が非常に多く含まれていると思います。ご感想なり、ご意見なり頂ければと思います。</p> <p>私から最初にちょっとだけ言いますと、指定期間の6年という設定にしても、それから、事業実施にかかる経費の財源の調達を3分の2は指定管理者の負担とするのではなく、努力義務としたということを見ても、硬直的ではなく非常に柔軟な設計をさせていただいていると思っていますので、非常に、こういう提案を頂くことはある種感動的なことではないかと私は思っております。</p> <p>小林委員、どうぞ。</p>
小林委員	<p>指定管理者制度が始まって、もう20年もたっているわけで、最初の頃はどのようにこれを使うのが難しかったと思うのですが、それぞれの公共施設の機能に合わせて、また、自治体の政策目標みたいなものとうまく合わせる形ですごく考えられたのだと思うのです。それが反映されている形の募集要項になっていて、私もいいと思いました。</p> <p>1つだけ質問なのですが、この中規模修繕をするために休館期間があるということで、この期間の指定管理料は払うのですよね。</p>
文化・交流課長	はい。
小林委員	<p>そうすると、その事業者には、施設は使えないけれども、こういうことをやってほしいとか、そういうことが含まれてくると考えていいのでしょうか。</p>
文化・交流課長	<p>参考資料4を御覧いただければと思います。</p> <p>我々としまして、休館中といえども、文化芸術振興事業というのは、ぜひ進めていただきたいと考えておりまして、「座・高円寺」自体は閉まっていますけれども、逆にこれをチャンスとして捉えましてアウトリーチ型の事業を考えていきたいと思っております。</p> <p>その中でどういった事業をしていかなければいけないのかというところをまとめたのが参考資料4になりまして、「○」の事業は休館中であってもやっていきたいと考えているところで、「△」の事業につきましては一部実施、「×」の事業は休館しているからできないというところですみ分けをさせていただいているところでございます。</p> <p>これを基本にしまして、今日はせっかくなので、これを○△×は我々が考えているものになりますので、「△でもいいのではないか」とか「○でもいいのではないか」というようなご意見を頂ければ、私どもはそれを反映いたしまして財政当局と話をしながら、実施するに当たってどれぐらいの予算が必要なのかというのは交渉しながら、その休館中でもちゃんと事業が実施できるように考えていきたいと思っております。</p>
小林委員	<p>もう1つだけいいですか。その施設休館中に、本部で事業をするということ以外に、ホールを区民の人たちが借りるタイプのことがあると思うのです。「座・高円寺」の場合、区民への貸出しというのがどのぐらい行われているのか、わかりませんが、休館すると、この問題がすごく大きくなると思うのです。その対応については、区としてフォローする</p>

	<p>のか、それとも事業者に何らかの形でフォローしてもらおうのか、その辺はお考えになっておられますか。</p>
文化・交流課長	<p>まず、休館期間が今1年と考えてはいるのですけれども、実際に1年丸々閉めなければいけないのかとか、どの程度の期間が必要かというのは、まだ我々も実は分からないところで、令和7年度に1年間かけて実際にどこの改修が必要なのかを調べて、スケジュールをつくって令和10年度、4年後に向けて今スケジュールを組んでいるところでございます。</p> <p>その範囲が決まった段階で、貸し出せる期間というのが出てくると思いますので、我々としてはなるべく区民の方々に貸出しをしていける期間というのを取っていきたい。なので、貸出しするには、指定管理者が必要なので、休館中、指定管理者を一切置かないというのも最初我々のテーブルでの検討の中では上ったのですけれども、休館中であっても、そういうことを考えると、指定管理者も必要だという結論に達したので、そこは指定管理者を入れることにして、6年という期間にしました。委員がおっしゃるように、区民の方々になるべく影響が少ないようにと考えて、それに対して指定管理者が、ちゃんと貸し出せるような体勢は取っていくということでございます。</p>
小林委員	<p>ありがとうございます。</p>
曾田会長	<p>事務局から私に何か参考になるようなほかの施設の事例はないでしょうかということをおっしゃっていただいて、たまたま「彩の国さいたま芸術劇場」もそうだったので、あそこは埼玉会館と熊谷会館の両方で運営していますので、それを活用しながらやるということと、積極的に外にワークショップなりアウトリーチに出て行くということをやったりして、休館明けの再開するときには、芸術監督の近藤（良平）さんが「埼玉回遊」というタイトルにして、埼玉の文化資源を全部1つのステージに上げて、伝統芸能と現代コンテンポラリーダンスを1つの作品にするというのをやった例が1つあるなというのを思い出しました。</p> <p>それから、本拠地がなくてほかで上演しないといけないというのは今の国立劇場がそうですよね。ということなので、やりようはいっぱいあるということだと思います。</p>
小林委員	<p>事業のほうはそれでいいと思うのです。むしろさっきのシライさんがおっしゃっていたように、まさに外に向けて「座・高円寺」を理解していただくいいチャンスだと思うのです。</p> <p>実は私が質問したかったのは、区民の方で日常的に発表に使っていたりするような方々が、場所が閉まったりすると、実はすごく困るということがあると思うのです。そのフォローの点が心配だということで、例えば別の、これまで会議室だったけれども、ここを貸し出しますよというようなことを、ぜひ区にはご準備いただきたいと、お聞きしたかったのはそこら辺のことでした。</p>
曾田会長	<p>それはすごくいいアイデアですね。今まで使われていなかったスペースの可能性を発見するということですよ。1年間あつという間にたつのではないのでしょうか。</p> <p>それでは、せっかくですので、参考資料4の○×△について何かお気づきの点があればご意見を頂けるといいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
谷原委員	<p>私も去年4年生と一緒に小学校の「夏の夜の夢」を見せていただいたのですが、子どもたちはなかなか本物を見る機会が少なく、ちょっと危惧されるのはその学年だけ、1年間経験しないままに卒業していくのかなんてちょっと思ったのですが、もし可能であれば、出前授業とか</p>

	で希望している学校にそういうものを届けてくださったりすることができたらうれしいなと思いました。以上です。
シライ委員	それはぜひやりたいというか、もうやるつもりです。
谷原委員	そうですか。安心しました。
シライ委員	もちろん、全学校に行きたいですけれどもね。
曾田会長	<p>兵庫県立芸術文化センターという劇場が西宮にあって、すごくお客さんがいっぱい来ているので全国的に有名なところなのですけれども、そもそもは大震災の後で、震災復興のために10年後にできたという施設です。</p> <p>随分昔のことになりますけれども、兵庫県は劇場をつくる前にソフトウェア先行事業というのをやっています、山崎正和さんという劇作家が「とにかく作品を作るんだ」という考えで活動をやっていたことがありまして、あれは非常にインパクトがあったのではないかと私は思っております。つまり、建物を造って運営するだけが公立劇場の仕事ではないということです。ちょっと時間がたってしまっておりますけれども、そういう例もあったということです。</p> <p>ほかに意見はありますでしょうか。</p>
朝枝委員	今、小学校、中学校のお話がありましたが、区の所管ではなくなってしまふ、高校のことですが、区内の荻窪高校には演劇部があり、自閉症の子も舞台にたっています。3年、4年で生徒たちは卒業してしましますが、シライ委員がお話していた「劇場が世界のあるべき姿をまず実現していく」というのは多様性やインクルージョンという意味だと思えますが、荻窪高校は多様な子どもたちが通っているところでもあるので、そういうところも視野に入れていただけるといいなと、谷原さん、会長のお話を伺って思いました。
曾田会長	ほかに。なるべく、思いついたことを全部言っていただければと思いますが。
シライ委員	稽古場の話でちょっといいですか。稽古場を一般の区民に貸し出すことは全く賛成で、どんどん貸していったほうがいいと思いますけれども、現実問題として、ほとんど空いていないということが実際問題としてあります。なぜなら、これは演劇の稽古用としてだけではなく、さっきに申し上げたような子どもたちに向けたワークショップですとか、アカデミーの授業ですとか、あとは劇作家協会と連携した公開講座ですとかというのでかなり埋まっているというのが現状です。使っていないときに貸し出す制度はもちろんあったほうがいいと思うのですけれども、まだ案だということですが、ここの文言については何かもうひとみという感じが。
文化・交流課長	今までの要項は区が稽古場で文化芸術振興事業をやってくださいという書き方でした。それに基づき指定管理者が一生懸命自分たちで考えて次世代の育成というところでアカデミーを開催していたのですが結果として、指定管理者が自分たちの事業をしているから稽古場は使えないのだよという現状があった。今回の記載は、結論は一緒になるかもしれないのですけれども、指定管理者が一生懸命自分たちの中で考えて、「こういうことを自分たちが指定管理者になったらできるんですよ」と提案してくださったものを、それをちゃんと選定委員会で評価をしていただきたいという思いがあります。区が「こうやって使いなさい」という話ではなくて、指定管理者の提案によって選定委員会の中で使い方を決めていこうという表記を考えているところです。
シライ委員	「ただし」の後ということですね。
文化・交流課長	そうですね。今は区が貸出しをしなくていいよと決めてしまっている状態に、要項がなくなってしまっていますので、それは表記を変えてという

	<p>ところで考えているところです。</p>
<p>曾田会長</p>	<p>「パートナーズ制度」というネーミングが非常にすばらしいなと思っ ていまして、「(指定管理者制度)」と書いてありますけれども、指定管 理者制度というのは本来こうあるべきだという議論はあったのですけれ ども、多数派の公立文化施設がそれに沿った運営をしているかという と、そうではない現実がありまして、どうしても経費削減だけに理由づ けされてしまうというところがあると指摘されているのですが、「指定 管理者制度」を括弧に入れて「パートナーズ制度」ということを打ち出 すことによって、行政と指定管理者が同じ目標に向けて理想を共有す る、活動を共有するということができますし、それから、最初に議会と の関係みたいところで、行政は何を目指しているから指定管理者には こういうことを仕様書でお願いして選定されたということ、議会にお いて直球の議論をしていただけたと思うのです。だから、何を実現す るためにという目標、理念の部分なしにして、いかに安く上げてくれる かという議論にならなくて済むという意味でも非常に意義のあること ではないかと思っております。</p> <p>参考資料4を先ほど見ていただきましたが、今のパートナーズの考え 方については参考資料3にいろいろ説明がありまして、これを読んでい ると、文字を拾うだけでもなかなかすばらしい内容が書かれておりまし て、1ページ目の「パートナーズ制度導入・運用に関する指針」のここ ろを拾い読みをさせていただきますと、2つ目のパラグラフで3行目 「社会的課題に区と同じ姿勢で取り組む」とか、その次の行に「設置者 としての責任がある」とか、こうでなければいけないとか、こうであ ったほうが良いという議論を文化政策関係者でしている内容を非常に多く 入れていただいていると思います。これらの点は私が読んだときにすご くよいなと思った次第です。この辺は米屋委員なり、小林委員に感想な りご意見を頂きたいところですが、いかがですか。</p>
<p>米屋委員</p>	<p>私もこの「パートナーズ制度」というネーミングはすばらしいなと思 ったのですが、先ほどシライ委員が聾者であるとか高齢者であるとか か、そういう人たちが参加する機会をつくっていきたいとおっしゃった のですけれども、今、国のほうでも劇場法による指針を見直すかどうか という議論が始まっています、好むと好まざるとにかかわらず、人口 縮減社会でいろいろな社会課題が浮上ってきていて、そこに芸術文化の 観点から何か手を出せるのではないかと。むしろ今まで、劇場は劇場、 美術館は美術館というふうに芸術のとりでだけのイメージだったもの が、そこに芸術の専門家がいることによって、例えば公民館であったり 福祉施設であったり、そういったところを巻き込んで一緒に広い意味で の文化施設として一緒に行動していくということが求められるようになる のではないかと議論が始まっているのです。ですので、劇場の中 が中心で考えられていましたけれども、高齢者施設であるとか、あるい は引きこもりの子どもたちと一緒に活動するとか、そういった場所は特 定しないで、芸術で社会課題を解決しやすくするという活動へのニーズ というのが今後どんどん高まるでしょうし、杉並区だけではなくて、多 分いろいろな地域でそういうことが出てくると思うのです。</p> <p>そんなときに、今まで文化予算だけで劇場をやっていたのですけれど も、そうすると、福祉課の施設、予算で文化芸術活動をするとか、教育 委員会の予算の中に劇場が入っていくとか、そういうようなことがどん どん出てくるのではないかとということもありますので、文化予算の考え 方ももっとファジーになっていくというか、可能性が広がるということ もありますし、この「パートナー」という言葉がありますように、文化</p>

	<p>関係のセクションの方とのコミュニケーションはもちろんのこと、いろいろな区のセクションの方と劇場とコミュニケーションを取っているいろいろな可能性を探していくとか解決に取り組んでいくという像がそのうち見えてくるのではないかなという気がしますので、すごくいい改定かなと思いました。</p>
曾田会長	<p>ありがとうございます。 小林委員、いかがですか。</p>
小林委員	<p>米屋さんがおっしゃってくださったとおりで、そもそもこういうコアな活動をやっている劇場が地域のまちづくりの精神的なコアになっていくと思うのです。だから、これは指定管理料の問題になってくると思うのですけれども、ただ「文化事業をやってくれます」ではなくて、本当に様々なところと多分結びつきながら今後やってくださいということも増えてくると思うのです。そのことも見越した形で指定管理料を、例えば今まで福祉のほうでやってきたこととか、教育でやってきたことや何かも含めて考えて指定管理料を考慮していただけないかなと思いました。前提は米屋さんがおっしゃっているとおりかなと思います。</p>
曾田会長	<p>今、小林委員に言っていたことは、シライ監督のおっしゃった「あるべき姿」というのを、いろいろな局面で形にしていくということが取り入れられているのではないかなと思った次第です。</p> <p>私は、これを読ませていただいて、かなり感動的な文章ではないかと思っています。こういうのは見ることがないので、本当に。ただ、1つだけ変えていただいたほうがいいかなと思っているのは、参考資料3の2ページです。「複数の施設のグループ化によるスケールメリットの視点」と書いてありまして、これ自体は別に悪い目のつけ方ではないのですけれども、「スケールメリット」という言葉が私はよくないのではないかなと思っています。どうしても「スケールメリット」と言うと「選択と集中」で新自由主義的な考え方になってしまうのです。そうではなくて、たまたま私の思いつきで「インクルーシブメリット」と言ったりしましたけれども、とか、「マルチパーспекティブメリット」とか、そういう、いろいろな見方なり、いろいろな関わり方ができるので、複数の文化施設なり教育施設なり、福祉施設なりが一体的に運用されるのがいいのだという理論の立て方をして、ぜひ議会へ、そういう議論をしていただければと思っています次第です。</p> <p>まだご発言のない方、もし何か、自分の気になったことだけでも構いませんので、何かご発言頂ければ。</p>
柴田委員	<p>指定管理者のことですけれども、14日にセッションで指定管理者と地域の人たち、町会の役員の人たちも含めて総合会議みたいなものがあったのです。</p> <p>私は初めて参加したのですけれども、まず、指定管理者にセッションになるといったときに文化祭が一月ほど、今まで借りていたのが、指定業者になったら半分になるのではないかなとか、非常に脅しではないですけれども、展示のところを上と下と両方使えばいいみたいに言われてしまったことがあって、すごくドキドキしていたのですけれども、14日の会議で指定管理者の方が5～6人、あと、セッションを使っている人、それから町会の人、あとNPOの人たちとの懇談会があったのですけれども、すごく和やかだったというイメージがあって、もっとギスギスと言ったらおかしいですけれども、セッション自体が利益追求ではないので、それもあるかとは思いますが、そういう意味ではどうやったらセッションの場所を上手に使えるかという話になったのですけれども、</p>

	「座・高円寺」もそういうのがあるのですか。
シライ委員	懇談会みたいなことですか。
柴田委員	「座・高円寺運営に関する懇談会」に出させていただいていますけれども、あのときは指定管理者の方は入っていないですね。
文化・交流課長	運営懇談会は指定管理者の館長と芸術監督に来ていただいています。
柴田委員	<p>何となくよそよそしく感じていたので、14日のああいう雰囲気は持てるんだなと思ったので、「座・高円寺」のときの印象ですみません。何かこういうものを読み上げて、金額が、という感覚がちょっと強かったのです。14日のときは、どうやったらセッションの稼働率というか、そういうものを相互に考えようという雰囲気がすごくあったので、そういう会議というのがいいのではないかなと思いました。</p> <p>あともう1つが、世界の杉並「座・高円寺」というお話がありましたけれども、私も特殊なことをやっているの、専門は書道ですけども、書いたものを掘るのです。この文化は、杉並はたまたま何人かいらっしゃるのですが、とても少ないです。</p> <p>たまたま朝日新聞で3月末にやる展覧会のことを弟子たちが公募したら3月14日の金曜日にしっかり載せてくださったのですよ。朝日が23区と多摩全部に載せてくださっているということで、来る・来ないはともかくとして、その告知というものを目にしてもらえる。そこから発信していきたいというのが私自身の中にあっただけで、広げようと思うと、そういう可能性もあるのかなと、さっき「世界に」とおっしゃったので、まず杉並から出て23区と多摩のところに展覧会をやりましょということ載せていただけたということで、少し広がったらいかなと、私事も含めて感じました。</p>
曾田会長	ありがとうございます。ご発言をいろいろ頂きたいと思っていますので、指定管理者制度の現場で当事者でいらっしゃる染谷委員から何か。
染谷委員	<p>杉並公会堂はPFI事業なので、指定管理者と若干違う部分はあるのですが、今回挙げていただいている指定管理の期間といったところは、先ほど渡邊課長から冒頭にお言葉として頂いた中で、長いものは10年20年という先の事業の継続性を見ながらやっていかなければならない中で、今回その4ページの「指定期間の設定」ということで、「指定期間の短縮・延長を検討することができる」と書かれているのですが、指定期間は「原則、5年間」といったところで、短い期間を検討できるケースというのは、施設の廃止や大規模改修が予定されている場合など短縮できるというところ。あと、今回このパートナーズ制度という中でどこまで食い込むか分からないですが、この提案の中身として、実際に結構これぐらい、募集要項の管理運営業務の管理実績がなくなることで、いろいろなところが入ってくると思うので、提案に大風呂敷を広げてくるのはかなりいるのではないかなと思うのです。</p> <p>なので、事業の実現性であったりとか、そういったところも含めて結構応募書類のタイミングで考えなければいけないことがあるのかなと思っています。</p> <p>なので、実際その5年の期間検討できるケースという、提案の未実施であったりとか、そういったものというのも当然含まれてくると思っていますし、この「5年を超えた指定期間を検討できるケース」というのはある程度の指定管理期間の中での評価によっては期間を随契みたいな形で延長するというイメージも検討しているということですか。</p>
文化・交流課長	こちらの参考資料3については区としての方針になりますので、今回今後指定管理者を考えていく上では、区としてはこういう姿勢でやりま

	<p>すよというところになります。</p> <p>その中で今お話ししていただきましたように、指定期間の管理についてはいろいろな考え方、今まで原則5年だったけれども、もっと柔軟に対応していこうということを、うたったのが4ページの期間になりますので、これが今回の芸術会館に当てはまるかどうかというのはちょっと置いておいていただいて、ただ、ここにできるよという規定ができたことで今回6年ということをお我々としては選択したということが1つ。</p> <p>今おっしゃられたように、募集要項の中でもう1つ、運営管理業務1年というのを取っ払った。それに関してまさにおっしゃるとおりでして、玉石混交になっていく可能性はゼロではないかなというところではあります。</p> <p>今回、我々は選定委員のメンバーを、そういうことも危惧いたしまして、また芸術会館は普通の指定管理者とは違って芸術をちゃんと発信していかなければいけない施設だということもありましたので、通常ですと、学識経験者は選定委員会2名のところを今回3名に増やしまして、そういうところをちゃんと担保して、我々が目指すべき指定管理者を選定できるようにという準備を進めているところでございます。</p>
染谷委員	<p>料金も見ると感じだと、「コストの積算」のところ「現場従事者に対する労働報酬下限以上の賃金」と入ってきているので、最低価格のところも設けてやってもらったほうがいいのかなとは思っています。現行指定管理者は、今まで継続してやってきてもらっている中で、すごく地域との密着ができたということでは、すごく価値がある成果だと思うので、指定管理者がガラッと変わったときに、この先どういうふうな関係性が保てるのかといったところも含めて検討できる募集要項にしていただけたらいいかなと思っています。</p>
曾田会長	<p>確認ですけれども、この参考資料3というのは今年の5月31日という文書番号がついていますけれども、既に公になっているものですか。</p>
文化・交流課長	<p>そうです。ただ、これも随時見直していくということなので、つくったところは我々ではなくては企画課がつくっているのですけれども、ご意見を頂いた部分に関しては、これをもっとよりよいものにしていくために声を頂きましたというところでご意見を届けさせていただきます。</p>
小林委員	<p>そういう意味では、このパートナーズ制度は杉並区の公共施設の指定管理者制度全部に当てはまるという話ですよ。</p>
文化・交流課長	<p>そうなります。</p>
小林委員	<p>もう1つ。セッション杉並は直営なのですか。</p>
文化・交流課長	<p>指定管理です。</p>
小林委員	<p>どこがやっているのですか。</p>
文化・交流課長	<p>東急コミュニティー・東急文化村・協和産業共同事業体です。</p>
小林委員	<p>そうですか。分かりました。</p>
曾田会長	<p>まだ時間的には大丈夫なようですけれども、次期指定管理選定に関しての予定というか、計画を説明していただいて、それに対するご意見を頂くということですが、公募の要項がつけられているので、その説明を資料2でしていただいたということですが、皆様、ご意見は何か、まだ言っていないというような件はありませんでしょうか。高田委員いいですか、何かお気づきの点があれば。</p>
高田委員	<p>感想みたいなことになってしまうのですけれども、1年間どのぐらいの期間使えないかというのは分からないとおっしゃっていましたが、劇場がないという状態になると思うのです。その場でできると、できないことがここにいろいろと書いてあって、作品をどんどんつくっていくこともそうですし、子どもたちと一緒に劇場がないという</p>

	か、舞台がないというのがいったいどういう状態なのかということと一緒に考えていたりとか、それをワークショップにするかどうか分からないですけれども、場所がないということが、どういうことを私たちは劇場で落としているのかとか、どういうものがあると劇場になるのだろう、演劇はどのようなもので構成されているのだろうみたいなことを考えられるきっかけになる子どもたちとか演技を志している若い人たちにとっては、そういうことを考えるととても面白い機会になるのかなということを、ぼんやり考えながら伺っておりました。
曾田会長	ありがとうございます。 公募の概要、募集要項について、評価項目の追加というのが資料2ですけれども、これについてご意見を頂ければいいということですね。
文化・交流課長	今たくさんご意見を頂きましたので、その辺りも選定委員会にも届けながら今後我々としては考えていきたいと思えます。
曾田会長	では、いろいろ皆様からご意見を頂きましたが、シライさんも何かお考えがあれば。
シライ委員	どんどん新しいことをやれたらいいなと思っているので、前向きに未来を話し合いながらやれるパートナーに出会えたらなと思っております。心からそう思っています。
曾田会長	ありがとうございました。
朝枝委員	評価項目のところで、これは語弊があるかもしれませんが、演劇の現場などではハラスメントが多いと伺うこともありますので、そういうハラスメント対策などをきちんとしている団体、組織であってほしいので、評価に入れてほしいと思えます。
シライ委員	そうですね。書いたほうがいいですね。その辺は本当に演劇界、今、ものすごいです。一発で退場、失脚している人が何人か。もっとすごいのは韓国です。業界のある一定の年齢以上の演出家はほとんどいなくなってしまった。書いたほうがいいと思えます。
曾田会長	ご意見ありがとうございます。 では、この議論については以上でまとめさせていただいて、3番に移ってよろしいでしょうか。
	(3) その他
曾田会長	(3)「その他」について、事務局からお願いいたします。
事務局	事務局からその他について2点ほどお伝えしたいことがございます。 資料に最後つけさせていただいたものですが、「UNDER 24 CREATOR EXHIBITION」。こちらは将来クリエイターを目指す小学校5年生から24歳以下の子どもとか青年に対する事業で、2年に1回開催しております。今年で3回目になっております。 こちらは、自分の作品をスギナミ・ウェブ・ミュージアムに掲載しようということで募集をかけているところで、その募集を出していただいた方は9月20日に、第一線で活躍されている方の講評会も聞けることになっております。 こちらの周知ですけれども、今年度から学校に紙のチラシを配れなくなったということがありまして、もし委員の方の皆様でも何か配れるつてがあるということであれば、おっしゃっていただければお届けするようにいたしますので、こういった周知をさせていただければと思ひまして、今ご紹介させていただきました。 7月31日が申込みの受付締切になっていまして、8月末までに作品を出していただくことになっております。夏休みの期間にできることなので、もしそういったお知り合いの方とかがいらっしゃればお声かけを頂ければと思ひます。

	<p>もう1点ですけれども、「座・高円寺」で来年度のプログラム説明会が、資料としては無いのですが、4月7日月曜日6時半からございます。こちらにももしご興味があれば、できれば今週中ぐらいにご連絡を頂ければ、席をご用意いたしますので、シライ監督も出演されるということですのでご連絡をお持ちしております。</p>
小林委員	何時からですか。
事務局	6時半開始、21時半終了予定となっております。よろしく願いいたします。
曾田会長	ありがとうございます。
文化・交流課長	<p>会長、1点だけ追加でよろしいでしょうか。</p> <p>その他のところで、実は今議会におきまして、1点議題に上がりましたが、区役所の入口の前に上半身が裸の女性の青銅像の美術作品がございます。これに関して公共の場所にそういったものがあることに対して非常に不快に思う方がいらっしゃるということで、あれを撤去するべきではないかというご意見がございました。</p> <p>この間公共の空間における芸術作品のあり方というのは、いろいろなところで少しずつ問題になってきている部分もあるという中で、我々としては、今回議題に上がったものに関しては、平和の象徴ということで著明な区の佐藤忠良さんという方に作製していただいたものであり、そういったものではないということでお答えはしたのですが、やはり公共の空間を考えていく中で、今後杉並区としてそこをどう捉えていくのかというのはぜひこの審議会の皆様のご意見を伺えればなと思っております。</p>
朝枝委員	<p>佐藤忠良さんの彫刻が身近にみられるというのは、すごくいいことだと思っていましたので、わいせつ感というものを感じたことがなかったので、色々なご意見があるのだと少し驚きました。いきいきとした未来を見ている女性の像という認識でしたので。</p>
米屋委員	<p>忠良のことですけれども、どこで読んだか記憶がないのですが、外国の美術関係者が日本に来ると、公共のところで裸の銅像が平気で置かれているということにびっくりするということを読んだことがあって、美術館という限られた空間の中には置いてもいいけれども、誰でも見られるところにそういうものは置くものではないのだということをおっしゃっている海外の美術関係者がいるということは聞いたことがあるので、私たちは慣れっこになっていきますので、「これは美術だからいいんだ」と思っていますが、世の中の常識はだんだん変わっていきますし、グローバルな中で、ということで考えると、変わっていくことも見越してどこか別に場所に移動させるということがもし考えられるのではあれば検討はしてもいいのかなという気はします。</p>
高田委員	<p>あの作品が悪いとかいいということではなくて、彫刻は結構権威と結びついているものでもあるというのがあって、女性が何かの象徴としてモチーフとして使われることもどういうことなのかなというのはあることだとは思っているので、作品としてのよしあしということ、その方が、上半身が裸であるということに感じた違和感とイコールではないのですけれども、私も公共の場にある彫刻作品の中にどういうモチーフが多いとか、どういうふうに使われてきたとか、どういう表象であるかみたいなことは結構考えていくべきなのかなと思うので、裸だからよくないということはないのですけれども、何で男性の裸体の像がゴロゴロしているわけではないのかなみたいなことと関係あると思うのです。</p> <p>先ほど米屋さんがおっしゃられたように、いろいろな側面から考えていくべきことではあると思うので、そういった声があるというのは当然</p>

	なことなのかなと感じます。私も佐藤忠良は好きなので、素晴らしいと思いますけれども。
朝枝委員	米屋さんのご意見もそうですけれども、そういう考え方があるのだなというのは、とても勉強になりました。
シライ委員	もしどこかに移動するとなったときに、単純に今、佐藤忠良さんの銅像があったところが何もなくなるのではなくて、公共的な場所に置くのにふさわしい別の美術品を必ず代わりに置いてほしいというか。できれば、この街に、区に美術品を増やしていきたいですよね。よく分からないけれども、あちこちに何かあるよみたいな街はすてきではないですか。この間モンテリオールを歩いていたら「何だろう」と思うようなものが当たり前にあるみたいな。個人的にはそんなことに憧れるので、例えば移動することになったとしても、我々は文化芸術を守るのだという意思表示も含めて別の物を必ず用意したいなという感じはあります。
朝枝委員	杉並は美術館がないですね。
シライ委員	ないです。
染谷委員	今回の件は区役所の敷地にそういったものがあるからとか、そういうものとは違うのですか。あくまでも外に置いてあるという。公共施設という話だと結局美術館でも外に置いてあるので。
文化・交流課長	区役所の入り口にあるということとここで気になられるということもあるのですが、逆に平和の象徴、杉並区が平和宣言をした記念としてあそこに置いたものになりますので、そこにあることに意義があるのかなというところで。 他の自治体の取組を見ても、この間いろいろなお考えが出てる中で、その銅像が何のために、どうしてそこにあるのかという理由づけが皆に伝わっていないところが課題かなというところはいろいろところで感じているようで、それをちゃんと発信していくべきだということと皆さんが対応しているというのは、私も幾つかの自治体を見て、そこは杉並区としてもやっていくべきかなとは考えているところではございますが、あれがただ単に像としてボンと置いてあるのと、「平和の物でこういう意味があるんだよ」ということをもっと発信していく、そこが今足りないのかなと、それは区の課題かなと捉えております。
曾田会長	深く多様な議論ができてよかったですと思います。 そうしますと、本日の議論としては、特に募集要項の細かいこととか、そういうものは議論しなくてよろしいですね。資料としても見ていただければ。
文化・交流課長	はい。
曾田会長	ということは、議題のほうは終わりました。
	(3) 事務連絡
曾田会長	(3) 事務連絡「令和7年度文化・芸術振興審議会開催スケジュール」についてお願いいたします。
文化・交流課長	資料3を御覧ください。 審議会の任期は2年ということになってございますので、次年度も皆様をお願いする形になってございます。 来年度に関しましても、この文化・芸術振興審議会を3回開催予定しているところでございます。第1回、第2回、第3回につきましては、一応案ではございますが、7月、11月、3月の開催を予定しているところでございます。 また、その内容につきましては、1回目に関しては令和7年度にどういう事業をやっていくかということをご紹介させていただきまして、第2回のところで令和7年度の助成金の審査結果と今日お話をさせていた

	<p>だきました令和8年度の助成事業をどう組み立てていくのかというところを少しディスカッションできればと考えてございます。</p> <p>また、来年3月の議題に関しては、また今年と同じように、審査結果と再来年度令和8年度の助成事業をどういうふうにしていくのかというところをまた決定していければと考えているところでございます。</p> <p>私からは以上となります。</p>
曾田会長	<p>この件につきまして何か御発言、ご意見のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。</p>
	<p>4 閉会</p>
曾田会長	<p>では、これで、令和6年度第3回杉並区文化・芸術振興審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。</p>
	<p>－ 閉会 － (午後7時27分)</p>

令和6年度 第3回 杉並区文化・芸術振興審議会 次第

令和7年3月17日(月)
午後6時から

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 令和7年度文化芸術活動助成金制度及び審査について
 - (2) 杉並芸術会館次期指定管理者の公募について
 - (3) その他
- 3 事務連絡
令和7年度 文化・芸術振興審議会開催スケジュール
- 4 閉会

【配布資料】

- 資料 1 : 令和7年度文化芸術活動助成金制度及び審査について
資料 2 : 杉並芸術会館次期指定管理者の公募について
資料 3 : 令和7年度 文化・芸術振興審議会スケジュールについて
参考資料1 : 令和7年度文化芸術活動助成事業助成金募集要項 (案)
参考資料2 : 令和7年度若手アーティスト文化芸術活動事業助成金募集要項 (案)
参考資料3 : 杉並区施設運営パートナーズ制度 (指定管理者制度) の導入・運用に関する方針
参考資料4 : 休館期間中の指定管理業務について

令和7年度文化芸術活動助成金制度及び審査について

令和6年度に引き続き、区民や区内に拠点を持つ団体が区内で行う多様で創造的な文化・芸術活動を支援するため文化芸術活動助成金事業を実施します。

1 令和7年度実施概要 ※両事業へ申込は不可

		文化芸術活動事業	若手アーティスト事業
対象事業期間		令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)	
対象者	個人	直近3年以内に区内で2回以上の活動実績を有する区民	39歳以下の区民
	団体	直近3年以内に区内で2回以上の活動実績を有する区内団体	直近3年以内に1回以上の活動実績を有し、代表者が39歳以下かつ構成員の2/3以上が39歳以下または活動歴5年以下の区内団体
承認予定件数		1期20件 2期10件	10件
助成額		1事業当たり 上限40万円(補助率2/3)	1事業当たり 上限20万円(補助率10/10)

2 審査項目の見直し

助成事業名	旧	新
文化芸術活動事業	区民との関わりや地域への波及効果	区民に文化芸術に触れる機会を創出しているか
	【加点】 社会貢献的な要素があるか	【加点】 社会課題に対する取組があるか
若手アーティスト文化芸術活動事業	創造性に富んでいるか	創造性に富んでいるか(配点2倍)
	【加点】区民との関わりや地域への波及効果	【加点】区民に文化芸術に触れる機会を創出しているか
	【加点】 社会貢献的な要素があるか	【加点】 社会課題に対する取組があるか
	【加点】 新規性のある活動か	削除

3 審査スケジュール(予定)

4月15日(月)～5月30日(金)	受付期間
6月中旬～7月中旬	事前書類審査
7月下旬	審査部会
8月上旬	承認・不承認通知発送
10月1日(水)～10月31日(金)	文化芸術活動事業2期受付期間
11月中旬～12月中旬	事前書類審査
12月下旬	審査部会
令和8年1月上旬	承認・不承認通知発送

杉並芸術会館次期指定管理者の公募について

杉並芸術会館は、現在、指定管理者による管理運営を行っていますが、令和7年度末をもって指定期間が満了を迎えます。この間、舞台芸術作品の上演やワークショップ、レクチャー等の開催、地域との芸術活動を通じた交流など、指定管理者ならではのノウハウが生かされ、質の高い運営が行われてきたところです。

このことから、引き続き杉並区施設運営パートナーズ制度（指定管理者制度）による管理運営を継続することとし、令和7年度に次期指定管理者の公募を行います。

1 公募に関する概要

(1) 指定管理期間

令和8年4月1日から令和14年3月31日まで（6年間）

※「杉並区施設運営パートナーズ制度（指定管理者制度）の導入・運用に関する方針」では、指定期間は原則5年間としていますが、令和10年度に中規模修繕に伴う休館期間（令和7年度中に決定）を含むことから1年延長し6年間といたします。

(2) 指定管理者の業務範囲

- ①芸術文化の普及振興事業に関する業務
- ②施設の運営管理に関する業務
- ③施設並びに附帯設備及び備付器具の維持管理に関する業務

(3) 事業者の選定

公募型プロポーザル方式とし、杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づく選定委員会を設置して選定します。

(4) 公募選定のスケジュール（案）

内 容	時 期
募集要項の公開	4月28日（月）～6月26日（木）
現地見学会参加申込受付	4月28日（月）～5月16日（金）
現地見学会	5月中旬
募集に関する質問の受付	4月28日（月）～5月28日（水）
募集に関する質問への回答	6月上旬
労務・財務関係書類の受付	6月16日（月）～6月20日（金）
応募書類の受付	6月16日（月）～6月27日（金）
一次審査（書類審査）	8月上旬
二次審査（プレゼンテーション）	8月中旬
選定結果の通知	8月下旬
指定管理者指定の告示・公表	10月中旬

2 募集要項（案）について

検討事項	前回募集要項	変更内容
芸術文化普及振興事業の実施にかかる経費の負担について	事業実施にかかる全体の経費のうち3分の1を上限に区が負担し、3分の2は指定管理者の自主努力により事業収入、補助金等を確保する。	事業実施にかかる全体の経費に関わらず、事業実施にかかる経費のうちの一部を区が負担する。事業収入、補助金等の獲得は積極的に行うこととするが、努力義務とする。
管理運営業務を引き続き1年以上行った実績について	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条に基づく施設又はこれに類する施設における芸術文化事業に関する業務及び管理運営業務を引き続き1年以上行った実績を有すること、または前述の実績を有する法人が共同事業体を構成する法人に含まれていること。	応募資格から削除し、応募書類をもとに選定委員会による審査で判断する。
各施設の運用について	<p>【けいこ場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 演劇、舞踊等の練習用としての利用を優先する。 ・ 練習用として利用しない時間等については、舞台芸術の普及振興事業の場として活用する。 ・ 空き時間等について、区民への一般貸出しを行う。 <p>【その他各施設】</p> <p>各ホール、演劇資料室を除く各施設は運営基準の記載なし。</p>	<p>【けいこ場】</p> <p>演劇、舞踊等の練習用として利用しない時間等については、区民への一般貸出しを原則とする。ただし、応募事業者による提案により、芸術文化の普及振興事業の場として活用することも可能とする。</p> <p>【その他各施設】</p> <p>建物前広場を含む全施設は芸術文化普及振興事業のための利用も可能とする。</p>

3 評価項目の追加

「個人情報保護や情報公開等の情報管理、障害者の雇用機会の確保等、SDG s の考え方や取組」を評価項目に追加し、以下の観点から審査を行います。

- (1) 個人情報の保護
- (2) 情報公開
- (3) 環境問題への対処
- (4) 男女共同参画社会の実現
- (5) 障害者や高齢者の雇用機会の拡大と障害者就労施設等からの物品等の調達
- (6) 従事者が安定して就労できる環境づくり（正社員への移行支援や人材育成）

令和7年度 文化・芸術振興審議会スケジュールについて

現時点で、以下のとおり予定しています。

日程	主な議題
第1回 7月	(1) 令和7年度文化・芸術振興事業の実施予定について (2) その他
第2回 11月	(1) 令和7年度文化芸術活動助成金の審査結果について (2) 令和8年度文化芸術活動助成金制度について (3) その他
第3回 3月	(1) 令和7年度文化芸術活動助成金の審査結果及び令和8年度文化芸術活動助成金審査について (2) その他

令和 7 年度杉並区文化芸術活動助成金募集要項

第 1 期

(文化芸術活動事業助成金)

杉並区は、区内で行われる文化芸術活動事業に係る経費の一部を助成することを通して、区民や区内に拠点を持つ団体が区内で行う多様で創造的な文化・芸術活動を支援するとともに、区民の文化芸術活動への参加や地域での鑑賞機会の充実を図っています。

つきましては本要項に基づき、令和 7 年度対象事業の募集についてご案内します。

[助 成 金 額] 1 事業当たり 上限 40 万円 (補助率 2/3)

[承 認 予 定 件 数] 20 件程度

[事業実施対象期間] 令和 7 年 4 月 1 日 (火) ~ 令和 8 年 3 月 31 日 (火)

[受 付 期 間] 令和 7 年 4 月 15 日 (火) ~ 令和 7 年 5 月 30 日 (金)

[提 出 方 法] 郵送 (消印有効) または

窓口持参 (平日 17 時まで。休日夜間受付窓口不可)

●申請内容に基づき審査を行います。申請書類に不備がないか十分ご確認の上、ご提出ください。

●昨年度の要項から変更している箇所がありますので、過去に申請されている方も本募集要項を必ずご確認ください。

●10 月に第 2 期 (10 件程度承認予定) の募集を予定しています。

問い合わせ先・提出先

杉並区 区民生活部 文化・交流課 助成金担当

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区役所西棟 7 階

電話 03-5307-0734 (直通)

Eメール bunka-g@city.suginami.lg.jp

1 対象者

直近3年以内（令和4年（2022年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日）に、杉並区内で広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした事業を2事業以上実施した実績を有する個人または団体。

（1）個人の要件

申請時点で杉並区に住民登録をしていること。

※住民票（6カ月以内のもの）、運転免許証、マイナンバーカードのいずれかの写しを提出すること。

※マイナンバーカードを提出する場合は個人番号が分からないよう、表面のみをコピーして提出してください。

（2）団体の要件

次の（ア）～（エ）を全て満たしていること。

（ア）団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること

（イ）自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

（ウ）団体の本部事務所や本店所在地が杉並区内に存在すること

（エ）定款又はこれに準ずる規約、会則等を有すること（上記ア～ウが定款等に明記※されていること）

※（ア）について、総会等の内容や開催時期・意思決定プロセスなどが明記されていること。

（イ）について、会計年度や予算、決算の仕組みについて明記されていること。なお、役職だけの記載（役員1名、会計1名等）は経費の負担が分からず要件が明記されていないと判断し、助成の対象にはなりません。

※杉並区を中心に活動している団体（法人）で、区内で事業を企画していても、主たる事務所所在地が区外の場合は、助成の対象にはなりません。

（3）その他注意事項

○申請者は事業を主催し、事業に要する経費を負担することが必要です。

※対象とならない例

→ゲストとしての出演、実行委員会形式の事業の参加者等

○個人または団体が複数集まり実施される事業については、事業全体を1事業として取り扱います。実施する個人または団体ごとの申請はできません。

※対象とならない例

→実行委員会形式により複数会場で実施する事業の事業ごとの申請

○団体として申請する場合は、その団体での実績が必要となります。個人の実績を団体の実績とすることはできません。

（4）対象外となる要件

○杉並区暴力団排除条例（平成24年杉並区条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する団体

○政治的もしくは宗教的普及宣伝と認められる活動、または公序良俗に反する恐れがある活動を実施する団体

○国、地方公共団体、独立行政法人、その外郭団体

○直近3年度に納付すべき住民税（区市町村民税及び都道府県民税）及び事業税（法人の場合は法人事業税）に滞納又は未申告があること。なお、必要に応じて証拠書類を提出いただく場合があります。

2 対象事業

申請者自らが主催者となり、広く一般公衆に鑑賞させることを目的として実施する文化芸術活動事業（音楽、演劇、舞踊、美術、映像、伝統芸能等）で、次の要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 対象期間内に、区内で実施される事業であること。

※オンラインのみで実施する事業は対象事業にはなりません。

(2) 広く区民等に周知され、区民等の鑑賞または参加の機会が提供されること。

(3) 以下の事業に該当しないこと。

- 区との共催事業または区から名目の如何を問わず助成金、補助金、委託費等を受けている事業
- 政治目的又は宗教活動を有する事業
- カルチャースクール等の教室、サークル活動・習い事の講習会・発表会等の特定の構成員に向けに行う事業
- 申請者に対する寄附や署名活動を行う事業
- 文化祭や音楽祭等、学校教育活動の一環として行う事業

3 対象期間

次の期間に杉並区内（「2 対象事業（1）」参照）で実施される事業

対象期間：令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

※申請時に事業が終了している場合においても、上記期間内に実施した事業であれば申請可能です。また、事業の交付決定（令和7年8月上旬予定）までに実施する事業については「申請書別紙」の「事前実施」欄にチェックしてください。

4 助成金額と助成予定件数

(1) 1事業当たり：上限40万円（助成対象経費の2/3）

対象経費の合計額	助成金額
① 60万円以上	40万円
② 60万円以下	対象経費の2/3

(2) 助成予定件数：申請書類の内容を審査の上、20件程度助成します。

5 申請の手続き

(1) 申請受付期間

令和7年4月15日(火)～5月30日(金) 必着

(2) 申請受付方法

郵送(消印有効)または窓口持参(平日17時まで。**夜間受付窓口不可**)にて受付します。

申請書類の入手方法

杉並区公式ホームページより入手してください。

URL: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/s030/news/19485.html>



(3) 申請書類

以下の申請書類を各1部(A4サイズで印刷すること)提出してください。

なお、申請書類の返却はしませんので、必ず写しを保管してください。

※フリクション(消せる)ペンでの記入は認められません。

※団体として申請する場合、申請書には代表者印のみを押印してください。

【申請書類一覧(各1部)】

①	杉並区文化芸術活動助成金交付申請書(第1号様式)
②	申請書別紙
③	事業計画書
④	収支予算書 ※この予算書の額をもって助成額を確定するものではありません。
⑤	個人で申請する場合: 住民登録を証する書類(住民票、免許証、マイナンバーカードの写し)
	団体で申請する場合: (1)「1対象者の(2)」を満たす定款又はこれに準ずる規約、会則等 (2) 団体構成員名簿
⑥	令和4年4月1日～令和7年3月31日に区内で広く一般公衆に鑑賞させることを目的に実施された公演や展示会等の資料(申請者が主催していることがわかる資料を2事業分提出してください。) 例: 主催者、事業日時、内容が分かるプログラム、チラシ等(写し可)。WEB上での告知記事等は、画面のスクリーンショットを添付すること。

※提出いただいた個人情報は、本助成金事業にのみ使用いたします。

6 助成対象経費と対象外経費

申請事業に直接かかる経費が対象となります。

区分	項目	内 訳
助成対象経費	1. 作品借料	作品借料（保険料を含む）
	2. 制作費	作品制作費（制作材料費、機材使用料、作品の電子データ化等）
	3. 出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、出演料等
	4. 音楽費	作曲料、作調料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作費、副指揮料、調律料、稽古ピアニスト料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等
	5. 文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台美術・衣裳等デザイン料、照明・音響プラン料、台本料、著作権使用料、企画制作費等
	6. 会場費	会場使用料、付帯設備借上費、稽古場借料、感染症対策費
	7. 舞台費	大道具費、小道具費、衣裳借料、かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、舞台機材費、照明費、音響費、舞台美術費等
	8. 設営費	会場設営・撤去費、設営スタッフ謝金等、WEBサイト作業費
	9. 運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、美術品運搬費等 ※車両レンタルなど、使途の判断が出来ないものは除く
	10. 謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理謝金、通訳謝金、託児謝金等
	11. 通信費	案内状送付料等
	12. 宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、入場券販売手数料、WEBサイト費（運営費は含まない）、立看板費等
	13. 印刷費	プログラム印刷費（無償配布の場合）、台本印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費等（デザイン費・紙代含む）
	14. 配信・記録費	収録費、録画費、録音費、写真費等 ※事業成果として記録するもの・オンライン配信に係るものに限る

※対象経費については、必要に応じて積算根拠書類を提出いただく場合があります。

※助成対象事業の実施にあたって、必要な物品の購入費（消毒液等の感染症対策用品も含む）は助成対象経費として計上可能です。使用する実態に即した費目に計上してください。

対象外経費 (例)	○有料頒布するプログラム、収録等の作成経費	
	○レンタカー代、交通費、駐車場代、高速料金、燃料費、宿泊費、催事保険料等	
	○自ら設置または管理する会場施設・稽古場で行う場合の使用料	
	○団体または個人の財産となる物品等の購入費（例：USB、SDカード、延長コード等）	
	○団体の運営維持費（ホームページ運用費等）	○印紙代、振込手数料
	○作品の制作等に向けた視察等の費用	○物販手数料
	○飲食費、食糧費（茶菓、弁当等）	○個人への支給品・記念品代
	○立替払いにより支払われた費用	○カラオケ代
	○助成金報告書作成経費（写真印刷費等）	○菓子折り等物品による謝礼

7 審査の基準

申請書類の内容について、杉並区文化・芸術振興審議会（以下「審議会」という。）において、以下の視点を基に審査します。申請書類を基に審査を行いますので、できるだけ具体的に記載してください。

（主な審査基準）

- 事業計画の具体性・実現性、収支予算の妥当性
- **区民が文化・芸術に触れられる機会を創出しているか**
- 文化芸術活動としての継続性
- 上記のほか、加点対象として、以下の項目を設定します。
 - ・「国際的・全国的に認められている活動か」
 - ・「杉並の地域で著名な活動か」
 - ・「杉並の地域資源・文化資源を生かした活動か」
 - ・「社会課題に対する取組があるか」
 - ・「新規性のある活動か」

8 審査結果の通知

審査結果については、採否に関わらず令和7年8月上旬（予定）までに文書での通知を行います。申請件数や審査の進捗状況によって通知時期が遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。

9 失格事項（以下のいずれかに該当する場合）

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 「1 対象者」の要件を満たさなくなった場合
- (3) 申請書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 申請者（申請予定者の関係者を含む。）が、審議会の設置から審査結果の通知があるまでの間、審議会委員及びこの申請に関係する区職員に対し、当該審査に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的に接触をした場合
なお、以下の場合などは、上記の接触には該当しません。
 - 募集要項に基づく区への質問及び書類の提出等
 - 現に区から受けている委託業務等の履行に必要な行為
 - 区が主催する審議会、意見交換会等への参加
- (5) 前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、著しく信義に反する行為があった場合

10 交付決定の取消し

以下のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付の確定の全部または一部を取り消すことがあります。

- (1) 申請の内容に不備（助成金の額に係るものに限る）があったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 助成事業が要件に該当しなくなったと認められるとき
- (4) 助成事業の内容が承認時から大きく変更になったとき
- (4) 申請者に不正な行為があると認められるとき
- (5) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- (6) 区が定める期間内に募集要項に定める報告書類等を提出しないとき
- (7) 助成事業を遂行しないとき、または遂行する見込みがないと認められるとき
- (8) その他助成金の交付決定の内容、またはこれに付した条件その他法令または要綱に基づく命令に違反したとき

11 事業報告・領収書について

(1) 事業報告

交付決定を受けた場合は、事業終了後1か月以内に以下の書類を郵送または窓口持参で文化・交流課にご提出ください。既に事業が終了している場合は、提出期限を別途通知します。3月に実施する事業についても、令和8年3月31日（火）までにご提出ください。

【事業終了に伴う書類一覧（各1部）】

①	杉並区文化芸術活動助成金事業完了報告書（第4号様式）
②	収支決算書
③	領収書（助成対象経費に係るもののみ）の原本 ※確認後に原本は返却し、写しをお預かりします
④	領収書（助成対象経費に係るもののみ）の写し
⑤	事業内容がわかる資料（チラシ、記録写真等）
⑥	杉並区文化芸術活動助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第6号様式）

(2) 領収書

【正しい領収書（例）】

領 収 書	
〒0000-0000 杉並区0000-00-00 すぎなみカルテット 御中	No. 1234567890 発行日 2020/0/0
宛名が申請者になっている。	株式会社ライブハウス杉並 〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並ビル1階 FAX: 03-1111-1111
下記、正に領収いたしました。	発行者の氏名、住所、連絡先が明記され、領収印が押されている。
合計金額 ¥55,000 但 〇〇ミュージックホール使用料として	収入印紙 2000円 大杉郎並
税 具体的な品名が明記されている。	5万円以上のため収入印紙と消印がある。
税率 10% 消費税額 ¥5,000	株式会社ライブハウス杉並

提出する領収書は以下の点に注意してください。

- 宛 名 : 申請者名（団体で申請のときは団体名）または代表者名が記載されたものであること（略称は不可）
※認められない例：名字だけのもの（○杉並 太郎 ×杉並）、宛名のないもの（上様も不可）、申請時の団体名（または代表者名）以外の宛名が記載されたもの
- 品 名 : 具体的な品名が明記されたものであること※「お品代」は認めることはできません
- 発行者 : 発行者の氏名、住所、連絡先が明記され、原則として領収印が押印されたものであること（領収印が必要ない場合もありますので、P11のQ&A（Q3-2）をご参照ください。）
- 日 付 : 事業を実施する上で適正な日付のものであること
- 収入印紙 : 5万円以上の領収証には原則収入印紙の貼付および消印が必要です。詳細は国税庁のホームページ等をご確認ください。

※「領収書」の表記がない、いわゆる「レシート」は認めることができません。

※口座振り込み等で領収書が発行されない場合は、請求書と口座振込明細書の両方の提出が必要となります。

※事前実施の場合でも要件を満たした領収書の提出が必要になりますので、記載事項に誤り等がないかよく確認してください。

12 助成金額の確定及び支払い

ご提出いただいた収支決算書と領収書を基に助成金額（上限 40 万円、補助率 2/3、1,000 円未満切り捨て）を確定します。事業報告書類に不備がないことが確認した後、杉並区文化芸術活動助成金額確定通知書を発送します。その後、請求書を提出いただき、ご指定いただいた口座にお振込みします。

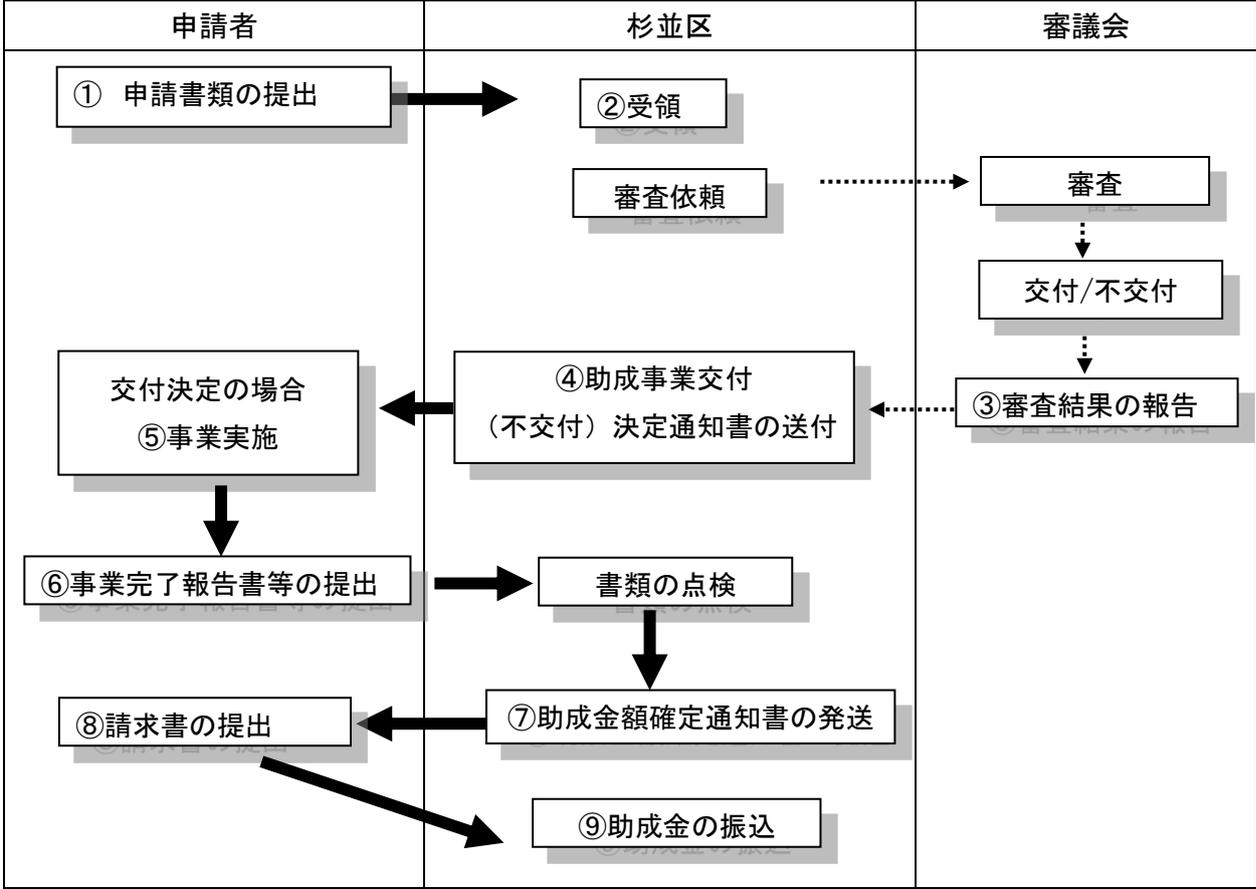
13 その他の注意事項

- (1) 提出書類は、区条例等に基づく情報公開請求があった場合、非開示とすべき情報を除き公開の対象となります。
- (2) 申請後、交付決定された事業の内容に変更が必要となった場合または事業を中止する場合は、速やかに文化・交流課へご連絡ください。
- (3) 助成事業は、申請者名、事業名、助成金交付確定額等を区ホームページに掲載します。
- (4) 同一申請者が複数の申請をすることはできません。
- (5) 承認された事業は、実施状況確認のために現場調査（モニタリング）を行うことがあります。
- (6) 助成対象事業となった場合、事業のチラシ・ポスター等の制作物に、ロゴマークと「杉並区文化芸術活動助成事業」であることを明記してください。なお、事業承認前にチラシ・ポスター等の制作物を制作する場合はこの限りではありません。

★文化芸術活動助成金ロゴマーク



■助成金交付までの流れ



14 助成金 Q & A

【対象者について】

Q1-1 国籍を問わず申請が可能でしょうか？

A1-1 「1 対象者」の条件に該当していれば国籍は問いません。

Q1-2 プロとして文化・芸術活動で生計を立てていなくても申請できるのでしょうか？

A1-2 「1 対象者」の条件に該当していれば可能です。

Q1-3 本助成金は、同一の団体・人物が複数回申請することはできますか？

A1-3 申請できません。

Q1-4 令和6年度の「文化芸術活動助成金」に申請し採択されたが、申請は可能でしょうか？

A1-4 可能です。

Q1-5 設立したばかりの団体で、活動実績がありません。助成の対象となりますか？

杉並区民ですが、活動実績がありません。助成の対象となりますか？

A1-5 対象となりません。

Q1-6 杉並区民ですが、コロナ禍のため事業を中止していて直近の活動が令和4年3月では助成の対象とならないのでしょうか？

A1-6 対象となりません。

Q1-7 主催する事業について申請を検討していますが、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの実績が出演者としての参加のみで、事業を主催した実績はありません。この場合は助成の対象にならないのでしょうか。

A1-7 事業を主催したことが要件となるため実績として認められません。複数団体で共同主催として実施した場合は対象となることがありますが、提出いただいた各種書類に基づき、審議会で判断します。

Q1-8 活動メンバーの1人が別の申請団体にも所属しています。この場合、どちらの団体も対象になるのでしょうか？一方の団体のみ対象となるのでしょうか？

A1-8 重複だけを理由に一律に対象外とはなりません。提出いただいた各種書類に基づき、審議会で判断します。

Q1-9 申請にあたって年齢要件はあるのでしょうか？

A1-9 年齢要件はありません。

Q1-10 オンラインのみの活動実績ならありますが、認められますか？

A1-10 オンラインのみの場合も活動実績として認められますが、区内のホールや劇場・ライブハウス等、**利用料金が明示されている施設**を会場として行うライブ配信、または収録配信であること、インターネット上のWEBサイトで**不特定多数の方が**見ることができる方法で実施した事業であることを要件とします。

Q1-11 申請後に転居した場合でも、助成の対象となりますか？

A1-11 申請時に区民であれば原則助成の対象となりますが、住所変更届の提出が必要となります。

Q1-12 1人で会社をやっていますが、個人か団体どちらで申請するべきでしょうか？

A1-11 過去の実績、申請する事業が団体名義であれば団体での申請となります。

【対象事業について】

Q2-1 7月から3か月連続で行う企画ですが、3回とも助成対象になりますか？

A2-1 事業としての同一性を保持する事業であれば、全体を一つの事業とみなしますので、3回分の経費を計上することができます（3回分で上限40万円）。

Q2-2 実施場所が確定していませんが、申請は可能ですか？

A2-2 区内で実施予定の場合は申請可能ですが、確定していることが望ましいと考えます。ただし、最終的に区外で実施した場合は対象外となります。

Q2-3 若手アーティスト文化芸術活動事業助成金も対象となる場合、同一の事業を同時に申請することは可能ですか？

A2-3 若手アーティスト助成金との同時申請はできません。

Q2-4 本助成金以外に国や民間団体の助成金の申請を予定していますが、同一事業での申請は可能でしょうか。

A2-4 国等や民間団体からの助成金・補助金、企業協賛金等を受ける事業であっても申請は可能です。ただし、区との共催事業または区から名目の如何を問わず助成金、補助金、委託費等を受けている事業は対象外となります。

Q2-5 すでに事業が終了していますが、申請は可能でしょうか？

A2-5 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）に実施した事業は可能ですが、助成を保証するものではありません。

Q2-6 オンラインで事業を実施しますが、助成金の対象になりますか？

A2-6 オンラインのみでは対象になりません。広く一般公衆に鑑賞させることを目的として、区内のホールや劇場等で事業を実施することが条件となります。

Q2-7 事業実施会場が複数個所になるのですが、1つの申請でよいでしょうか？

A2-7 会場が複数個所であっても1つの事業であれば1つの申請となります。

【事業報告・対象経費について】

Q3-1 対象外経費の領収書まで提出が必要ですか？

A3-1 「収支決算書」に記載した助成金の対象となる費用の領収書のみご提出ください。

Q3-2 押印されていない領収書は、無効でしょうか？

A3-2 証明力の高い押印がなされた領収書を原則ご提出いただきますが、直筆サインや販売店の都合で押印されていない領収書を受け取られた場合等は有効としますので、個別にご相談ください。

Q3-3 助成金の申請者（団体名または代表者名）と領収書等の宛名（団員の個人名）が異なっていました。助成金の対象経費として認められますか？

A3-3 認められません。助成金申請者を支払者とする領収書のみ対象となります。

Q3-4 「申請者自身への支払い」は対象経費と考えてよいでしょうか？

A3-4 申請団体の代表であるAから出演者Aへの支払いは認めますが、個人で申請した申請者Bが出演者Bへの支払いは認められません（公人としての申請者を個人と区別しています）。

Q3-5 「ホームページの開設費用」は「団体または個人の財産となる物品等の購入費等」に当たらず対象となると理解してよいでしょうか？

A3-5 事業の実施に係るホームページ開設費用は対象としますが、運用費（ランニングコスト）は対象外となります。

Q3-6 申請事業と併せて行うオンライン事業の経費も対象経費と考えてよいでしょうか？

A3-6 申請事業と同一事業として行うオンライン事業に係る経費は対象経費として認められます。

Q3-7 対象経費が60万円を超える場合でも、事業にかかる全ての領収書の提出が必要でしょうか？

A3-7 原則すべての領収書を提出していただきます。ただし、対象経費が100万円を超える場合は全ての領収書の提出が不要になる場合がありますので、お問い合わせください。

【その他】

Q4-1 承認予定件数20件程度とありますが、先着順でしょうか？

A4-1 先着順ではありません。募集期間終了後に審査を行います。

Q4-2 助成金の支払い時期はいつ頃になるのでしょうか？

A4-2 事業完了報告書をご提出いただき、不備がなければおおむね1か月程度で指定の口座に振り込みます。

Q4-3 本助成金は課税対象となるのでしょうか？

A4-3 課税対象となります。

Q4-4 過去実績のチラシの原本の保管がないため、データを印刷したものでも可能でしょうか？

A4-4 可能です。

Q4-5 P8の13注意事項(3)助成事業は、申請者名、事業名、助成金交付確定額等を区ホームページ等に掲載します。とありますが、芸名で活動しているため本名を公表されたくありません。申請書の申請者名の欄には本名を書かないとだめでしょうか？

A4-5 本名を公表されたくない方は、申請者名の欄に本名を記入した上で、右側に(芸名)をご記入ください。

令和7年度杉並区文化芸術活動助成金 募集要項

(若手アーティスト文化芸術活動事業助成金)

杉並区は、区内で行われる文化芸術活動事業に係る経費の一部を助成することを通して、区民や区内に拠点を持つ団体が区内で行う多様で創造的な文化・芸術活動を支援するとともに、区民の文化芸術活動への参加や地域での鑑賞機会の充実を図っています。

若手アーティスト文化芸術活動助成金は、学生や10代の方でも申請が可能です。区内における文化芸術活動の更なる振興を目指し、若手アーティストによる創造性に富んだチャレンジを区が支援します。

助成金額

1事業当たり 上限20万円(補助率 10/10)

承認予定件数

10件程度

事業実施対象期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

受付期間

令和7年4月15日(火)～令和7年5月30日(金)

提出方法

**郵送(消印有効)または
窓口持参(平日 17時まで。休日夜間受付窓口不可)**

提出書類に不備がないか確認
しましょう！
わからないことがあれば、
気軽にお問合せください。



問い合わせ先・提出先

杉並区 区民生活部 文化・交流課 助成金担当
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区役所西棟 7階
電話 03-5307-0734 (直通)
Eメール bunka-g@city.suginami.lg.jp

1 対象者

(1) 個人の要件

次の（ア）～（イ）を全て満たしていること。

（ア）申請時点で杉並区に住民登録をしていること

（イ）令和7年4月1日において満39歳以下であること

※住民票（6カ月以内のもの）、免許証、マイナンバーカードのいずれかの写しを提出すること。

※マイナンバーカードを提出する場合は個人番号が分からないよう、表面のみをコピーして提出してください。

(2) 団体の要件

次の（ア）～（キ）を全て満たしていること。

（ア）直近3年以内（令和4年（2022年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日）に、広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした事業を1事業以上実施した実績を有していること

（イ）令和7年4月1日において当該団体の代表者が満39歳以下であること

※住民票、免許証等のいずれかを提出（写し可）すること。

（ウ）令和7年4月1日において当該団体の構成員の3分の2以上が満39歳以下若しくは団体の活動歴が5年以下であること

（エ）団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること

（オ）自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

（カ）団体の本部事務所や本店所在地が杉並区内に存在すること

（キ）定款又はこれに準ずる規約、会則等を有すること（上記エ～カが定款等に明記※されていること）

※（エ）について、総会等の内容や開催時期・意思決定プロセスなどが明記されていること。

（オ）について、会計年度や予算、決算の仕組みについて明記されていること。なお、役職だけの記載（役員1名、会計1名等）は経費の負担が分からず要件が明記されていないと判断し、助成の対象にはなりません。

※杉並区を中心に活動している団体（法人）で、区内で事業を企画していても、主たる事務所の所在地が区外の場合は、助成の対象にはなりません。

(3) その他注意事項

○申請者は事業を主催し、事業に要する経費を負担することが必要です。

※対象とならない例

→ゲストとしての出演、実行委員会形式の事業の参加者等

○個人または団体が複数集まり実施される事業については、事業全体を1事業として取り扱います。実施する個人または団体ごとの申請はできません。

※対象とならない例

→実行委員会形式により複数会場で実施する事業の事業ごとの申請

○団体として申請する場合は、その団体での実績が必要となります。個人の実績を団体の実績とすることはできません。

○育児や療養等のやむを得ない理由により、活動を中断した期間がある方は、令和7年4

月1日において満44歳以下まで申請が可能です。(P11 Q&A1-10 参照)

(4) 対象外となる要件

- 杉並区暴力団排除条例（平成24年杉並区条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する団体
- 政治的もしくは宗教的普及宣伝と認められる活動、または公序良俗に反する恐れがある活動を実施する団体
- 国、地方公共団体、独立行政法人、その外郭団体
- 直近3年度に納付すべき住民税（区市町村民税及び都道府県民税）及び事業税（法人の場合は法人事業税）に滞納又は未申告があること。なお、必要に応じて証拠書類を提出いただく場合があります。

2 対象事業

申請者自らが主催者となり、**広く一般公衆に鑑賞させることを目的として**実施する文化芸術活動事業（音楽、演劇、舞踊、美術、映像、伝統芸能等）で、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 対象期間内に、**区内**で実施される事業であること
※オンラインのみで実施する事業は対象事業にはなりません。
- (2) 広く区民等に周知され、区民等の鑑賞または参加の機会が提供されること
- (3) 以下の事業に該当しないこと
 - 区との共催事業または区から名目の如何を問わず助成金、補助金、委託費等を受けている事業
 - 政治目的又は宗教活動を有する事業
 - カルチャースクール等の教室、サークル活動・習い事の講習会・発表会等の特定の構成員に向けに行う事業
 - 申請者に対する寄附や署名活動を行う事業
 - 文化祭や音楽祭等、学校教育活動の一環として行う事業

3 対象期間

次の期間に杉並区内（「2 対象事業（1）」参照）で実施される事業

対象期間:令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

※申請時に事業が終了している場合においても、上記期間内に実施した事業であれば申請可能です。また、事業の交付決定（令和7年8月上旬予定）までに実施する事業については「申請書別紙」の「事前実施」欄にチェックしてください。

4 助成金額と助成予定件数

- (1) 1事業当たり：上限20万円（助成対象経費の10/10）

対象経費の合計額	助成金額
① 20万円以上	20万円
② 20万円以下	対象経費の10/10

(2) 助成予定件数：申請書類の内容を審査の上、**10件程度**助成します。

5 申請の手続き

(1) 申請受付期間

令和7年4月15日(火)～5月30日(金)

(2) 申請受付方法

郵送（消印有効）または窓口持参（平日17時まで。**夜間休日受付窓口不可**）にて受付します。

申請書類の入手方法

杉並区公式ホームページより入手してください。

URL: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/s030/news/19485.html>



(3) 申請書類

以下の申請書類を各1部（**A4サイズ**で印刷すること）提出してください。

なお、申請書類の返却はしませんので、**必ず写しを保管してください。**

※フリクション（消せる）ペンでの記入は認められません。

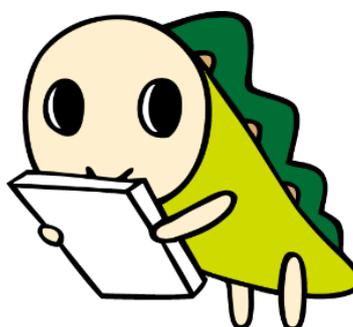
※団体として申請する場合、申請書には代表者印のみを押印してください。

【申請書類一覧（各1部）】

①	杉並区文化芸術活動助成金交付申請書（第1号様式）
②	申請書別紙 ※個人と団体で異なります
③	事業計画書
④	収支予算書 ※この予算書の額をもって助成額を確定するものではありません
⑤	個人で申請する場合：住民登録及び年齢を証する書類（住民票、免許証、マイナンバーカードの写し）
	団体で申請する場合： (1) 「1対象者の（2）エ～カ」を満たす定款又はこれに準ずる規約または会則等 (2) 代表者の年齢が分かる書類（住民票、免許証、マイナンバーカードの写し）※保険証不可 (3) 団体構成員名簿
	⑥ 団体で申請する場合：令和4年4月1日～令和7年3月31日に広く一般公衆に鑑賞させることを目的に実施された公演や展示会等の資料（ 申請者が主催していることがわかる資料を1事業分 提出してください。） 例：主催者、事業日時、内容が分かるプログラム、チラシ等（写し可）。WEB上での告知記事等は、画面のスクリーンショットを添付すること。

※提出いただいた個人情報、本助成金事業にのみ使用いたします。

個人と団体で必要書類が
異なりますので、
よく確認してご提出ください。



6 助成対象経費と対象外経費

申請事業に直接かかる経費が対象となります。

区分	項目	内 訳
助成対象経費	1. 作品借料	作品借料（保険料を含む）
	2. 制作費	作品制作費（制作材料費、機材使用料、作品の電子データ化等）
	3. 出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、出演料等
	4. 音楽費	作曲料、作調料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作費、副指揮料、調律料、稽古ピアニスト料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等
	5. 文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台美術・衣裳等デザイン料、照明・音響プラン料、台本料、著作権使用料、企画制作費等
	6. 会場費	会場使用料、付帯設備借上費、稽古場借料、感染症対策費
	7. 舞台費	大道具費、小道具費、衣裳借料、かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、舞台機材費、照明費、音響費、舞台美術費等
	8. 設営費	会場設営・撤去費、設営スタッフ謝金等、WEBサイト作業費
	9. 運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、美術品運搬費等 ※車両レンタルなど、使途の判断が出来ないものは除く
	10. 謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理謝金、通訳謝金、託児謝金等
	11. 通信費	案内状送付料等
	12. 宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、入場券販売手数料、WEBサイト費（運営費は含まない）、立看板費等
	13. 印刷費	プログラム印刷費（無償配布の場合）、台本印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費等（デザイン費・紙代含む）
	14. 配信・記録費	図録費、録画費、録音費、写真費等 ※事業成果として記録するもの・オンライン配信に係るものに限る

※対象経費については、必要に応じて積算根拠書類を提出いただく場合があります。

※助成対象事業の実施にあたって、必要な物品の購入費（消毒液等の感染症対策用品も含む）は助成対象経費として計上可能です。使用する実態に即した費目に計上してください。

対象外経費 (例)	○有料頒布するプログラム、図録等の作成経費
	○レンタカー代、交通費、駐車場代、高速料金、燃料費、宿泊費、催事保険料等
	○自ら設置または管理する会場施設・稽古場で行う場合の使用料 （申請事業にのみ使用する場合の賃借料は対象経費）
	○団体または個人の財産となる物品等の購入費（例：USB、SDカード、延長コード等）
	○団体の運営維持費（ホームページ運用費等）
	○作品の制作等に向けた視察等の費用
	○飲食費、食糧費（茶菓、弁当等）
	○立替払いにより支払われた費用
	○助成金報告書作成経費（写真印刷費等）
	○印紙代、振込手数料
○物販手数料	
○個人への支給品・記念品代	
○カラオケ代	
○菓子折り等物品による謝礼	

7 審査の基準

申請書類の内容について、杉並区文化・芸術振興審議会（以下「審議会」という。）において、以下の視点を基に審査します。申請書類を基に審査を行いますので、できるだけ具体的に記載してください。

（主な審査基準）

- 事業計画の具体性・実現性、収支予算の妥当性
- 文化芸術活動としての継続性
- 創造性に富んでいるか（配点2倍）
- 上記のほか、加点対象として、以下の項目を設定します。
 - ・「区民が文化・芸術に触れられる機会を創出しているか」
 - ・「杉並の地域資源・文化資源を生かした活動か」
 - ・「社会課題に対する取組があるか」

8 審査結果の通知

審査結果については、採否に関わらず**令和7年8月上旬(予定)**までに文書での通知を行います。申請件数や審査の進捗状況によって通知時期が遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。

9 失格事項（以下のいずれかに該当する場合）

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 「1 対象者」の要件を満たさなくなった場合
- (3) 申請書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 申請者（申請予定者の関係者を含む。）が、審議会の設置から審査結果の通知があるまでの間、審議会委員及びこの申請に関係する区職員に対し、当該審査に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的に接触をした場合
なお、以下の場合などは、上記の接触には該当しません。
 - 募集要項に基づく区への質問及び書類の提出等
 - 現に区から受けている委託業務等の履行に必要な行為
 - 区が主催する審議会、意見交換会等への参加
- (5) 前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、著しく信義に反する行為があった場合

10 交付決定の取消し

以下のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付の確定の全部または一部を取り消すことがあります。

- (1) 申請の内容に不備（助成金の額に係るものに限る）があったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 助成事業が要件に該当しなくなったと認められるとき
- (4) 助成事業の内容が承認時から大きく変更になったとき
- (5) 申請者に不正な行為があると認められるとき

- (6) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- (7) 区が定める期間内に募集要項に定める報告書類等を提出しないとき
- (8) 助成事業を遂行しないとき、または遂行する見込みがないと認められるとき
- (9) その他助成金の交付決定の内容、またはこれに付した条件その他法令または要綱に基づく命令に違反したとき

11 事業報告・領収書について

(1) 事業報告

交付決定を受けた場合は、事業終了後**1か月以内**に以下の書類を郵送または窓口持参で文化・交流課にご提出ください。既に事業が終了している場合は、提出期限を別途通知します。3月に実施する事業についても、令和8年3月31日（火）までにご提出ください。

【事業終了に伴う書類一覧（各1部）】

①	杉並区文化芸術活動助成金事業完了報告書（第4号様式）
②	収支決算書
③	領収書（助成対象経費に係るもののみ）の原本 ※確認後に原本は返却し、写しをお預かりします
④	領収書（助成対象経費に係るもののみ）の写し
⑤	事業内容がわかる資料（チラシ、記録写真等）
⑥	杉並区文化芸術活動助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第6号様式）

(2) 領収書

【正しい領収書（例）】

領 収 書	
〒0000-0000 杉並区0000-00-00 すぎなみカルテット 御中	No. 1234567890 発行日 2020/0/0
宛名が申請者になっている。	株式会社ライブハウス杉並 〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並ビル1階 FAX: 03-1111-1111
下記、正に領収いたしました。	発行者の氏名、住所、連絡先が明記され、領収印が押されている。
合計金額 ¥55,000 但 〇〇ミュージックホール使用料として	収入印紙 2000円 大杉郎並
税 具体的な品名が明記されている。	5万円以上のため収入印紙と割印（消印）がある。
税率 10% 消費税額 ¥5,000	株式会社ライブハウス杉並

提出する領収書は以下の点に注意してください。

- 宛 名 : 申請者名（団体で申請のときは団体名）または代表者名が記載されたものであること（略称は不可）
※認められない例：名字だけのもの（○杉並 太郎 ×杉並）、宛名のないもの（上様も不可）、申請時の団体名（または代表者名）以外の宛名が記載されたもの
 - 品 名 : 具体的な品名が明記されたものであること※「お品代」は認めることはできません
 - 発行者 : 発行者の氏名、住所、連絡先が明記され、原則として領収印が押印されたものであること（領収印が必要ない場合もありますので、P11のQ&A（Q3-2）をご参照ください。）
 - 日 付 : 事業を実施する上で適正な日付のものであること
 - 収入印紙 : 5万円以上の領収証には原則収入印紙の貼付および消印が必要です。詳細は国税庁のホームページ等をご確認ください。
- ※「領収書」の表記がない、いわゆる「レシート」は認めることができません。
- ※口座振り込み等で領収書が発行されない場合は、請求書と口座振込明細書の両方の提出が必要となります。
- ※事前実施の場合でも要件を満たした領収書の提出が必要になりますので、記載事項に誤り等がないかよく確認してください。

12 助成金額の確定及び支払い

ご提出いただいた収支決算書と領収書を基に助成金額（上限 20 万円、補助率 10/10、**1,000 円未満切り捨て**）を確定します。事業報告書類に不備がないことを確認した後、杉並区文化芸術活動助成金額確定通知書を発送します。その後、請求書を提出いただき、ご指定いただいた口座にお振込みします。

13 その他の注意事項

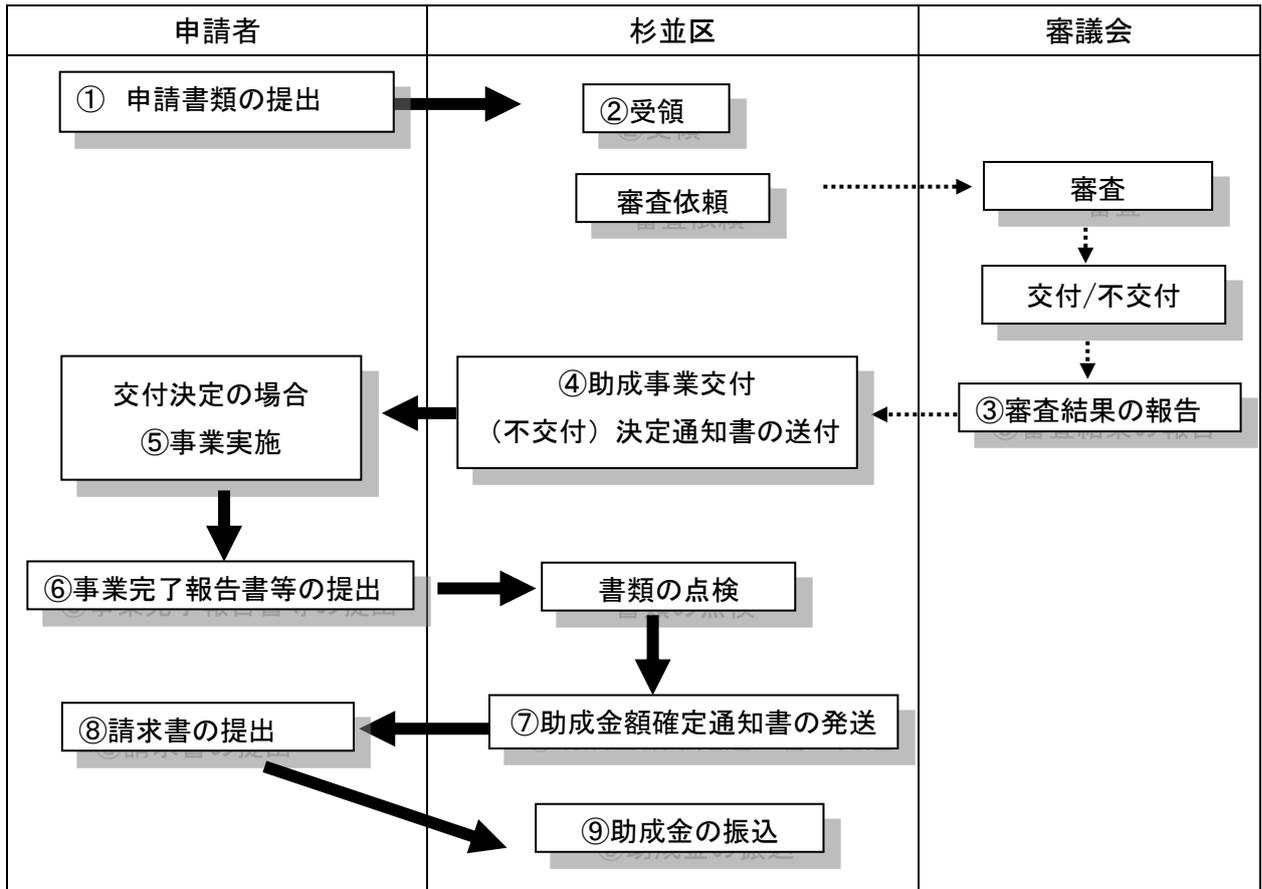
- (1) 提出書類は、区条例等に基づく情報公開請求があった場合、非開示とすべき情報を除き公開の対象となります。
- (2) 申請後、交付決定された事業の内容に変更が必要となった場合または事業を中止する場合は、速やかに文化・交流課へご連絡ください。
- (3) 助成事業は、申請者名、事業名、助成金交付確定額等を区ホームページに掲載します。
- (4) 同一申請者が複数の申請をすることはできません。
- (5) 承認された事業は、職員等が実施状況確認のために現場調査（モニタリング）を行うことがあります。
- (6) 助成対象事業となった場合、事業のチラシ・ポスター等の制作物に、ロゴマークと「杉並区文化芸術活動助成（若手アーティスト文化芸術活動事業）」であることを明記してください。なお、事業承認前にチラシ・ポスター等の制作物を制作する場合はこの限りではありません。

★文化芸術活動助成金ロゴマーク



杉並区文化芸術活動助成事業

■助成金交付までの流れ



14 助成金Q&A

【対象者について】

Q1-1 国籍を問わず申請が可能でしょうか？

A1-1 「1 対象者」の条件に該当していれば国籍は問いません。

Q1-2 プロとして文化・芸術活動で生計を立てていなくても申請できるのでしょうか？

A1-2 「1 対象者」の条件に該当していれば可能です。

Q1-3 申請者の年齢に下限はありますか？

A1-3 下限はありません。学生の方も申請可能です。なお、応募者が18歳未満の場合は、保護者の承諾書が必要になります。様式がありますので別途お問い合わせください。

Q1-4 本助成金は、同一の団体・人物が複数回申請することはできますか？

A1-4 申請できません。

Q1-5 令和6年度の「文化芸術活動助成金」に申請し採択されたが、申請は可能でしょうか？

A1-5 可能です。

Q1-6 設立したばかりの団体で、活動実績がありません。助成の対象者となりますか？

杉並区民ですが、活動実績がありません。助成の対象者となりますか？

A1-6 団体として申請する場合は対象となりません。個人での申請は活動実績を要件としないため、対象となります。

Q1-7 団体で申請する場合、コロナ禍のため事業を中止していて直近の活動が令和4年3月では助成の対象とならないのでしょうか？

A1-7 対象となりません。

Q1-8 団体で申請する場合の活動実績について、自ら主催した活動ではなく、他の主催者から依頼されて行った活動は、実績として認められますか？

A1-8 事業を主催したことが要件となるため実績として認められません。複数団体で共同主催として実施した場合は対象となることがありますが、提出いただいた各種書類に基づき、審議会で判断します。

Q1-9 活動メンバーの1人が別の申請団体にも所属しています。この場合、どちらの団体も対象になるのでしょうか？一方の団体のみ対象となるのでしょうか？

A1-9 重複だけを理由に一律に対象外とはなりません。提出いただいた各種書類に基づき、審議会で判断します。

Q1-10 子どもの育児のため、3年間活動を中断しており、令和7年4月1日時点で満44歳です。

申請は可能ですか？

A1-10 可能です。必要に応じて中断した期間が分かる書類の提出をお願いする場合があります。

【個人の場合】申請書別紙の「1. 申請者に関する特筆事項」に活動を中断した期間と理由について記載してください。

【団体の場合】代表者は申請書別紙の「1. 申請者に関する特筆事項」に活動を中断した期間と理由について記載してください。構成員は「団体構成員名簿」の「活動を中断した期間と理由」欄に記載してください。

Q1-11 団体に申請する場合、「令和7年4月1日において当該団体の構成員の3分の2以上が満39歳以下であること若しくは団体の活動歴が5年以下であること」とありますが、どちらか一方に当てはまればよいということですか。

A1-11 どちらか一方に当てはまれば申請が可能です。

Q1-12 団体に申請する場合、「直近3年以内（令和4年（2022年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日）に、広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした事業を1事業以上実施した実績を有していること」とありますが、杉並区以外で実施した活動は実績として認められますか？

A1-12 認められます。

Q1-13 団体の活動実績でオンラインのみの実績ならありますが、認められますか？

A1-13 オンラインのみの実績の場合も認められます。ただし、インターネット上のWEBサイト等で不特定多数の方が見ることができる方法で実施したことが条件となります。

Q1-14 団体に申請する場合の活動実績について、申請する団体としての実績はありませんが、団体の構成員の実績が1回以上あれば申請できますか。

A1-14 申請できません。申請する団体が主催した実績が必要です。

Q1-15 申請後に転居した場合でも、助成の対象となりますか？

A1-15 申請時に区民であれば原則助成の対象となりますが、住所変更届の提出が必要となります。

Q1-16 1人で会社をやっていますが、個人か団体どちらで申請するべきでしょうか？

A1-16 過去の実績、申請する事業が会社名義での申請であれば団体での申請となります。

【対象事業について】

Q2-1 7月から3か月連続で行う企画ですが、3回とも助成対象になりますか？

A2-1 事業としての同一性を保持する事業であれば、全体を一つの事業とみなしますので、3回分の経費を計上することができます（3回分で上限20万円）。

Q2-2 実施場所が確定していませんが、申請は可能ですか？

A2-2 区内で実施予定の場合は申請可能ですが、確定していることが望ましいと考えます。
ただし、最終的に区外で実施した場合は対象外となります。

Q2-3 文化芸術活動事業助成金も対象となる場合、同一の事業を同時に申請することは可能ですか？

A2-3 文化芸術活動事業助成金との同時申請はできません。

Q2-4 本助成金以外に国や民間団体の助成金の申請を予定していますが、同一事業での申請は可能でしょうか。

A2-4 国等や民間団体からの助成金・補助金、企業協賛金等を受ける事業であっても申請は可能です。ただし、区との共催事業または区から名目の如何を問わず助成金、補助金、委託費等を受けている事業は対象外となります。

Q2-5 すでに事業が終了していますが、申請は可能でしょうか？

A2-5 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）に実施した事業は可能ですが、助成を保証するものではありません。

Q2-6 オンラインで事業を実施しますが、助成金の対象になりますか？

A2-6 オンラインのみでは対象になりません。広く一般公衆に鑑賞させることを目的として、区内のホールや劇場等で事業を実施することが要件となります。

Q2-7 事業実施会場が複数個所になるのですが、1つの申請でよいでしょうか？

A2-7 会場が複数個所であっても1つの事業であれば1つの申請となります。

【事業報告・対象経費について】

Q3-1 対象外経費の領収書まで提出が必要ですか？

A3-1 「収支決算書」に記載した助成金の対象となる費用の領収書のみご提出ください。

Q3-2 押印されていない領収書は、無効でしょうか？

A3-2 証明力の高い押印がなされた領収書を原則ご提出いただきますが、直筆サインや販売店の都合で押印されていない領収書を受け取られた場合等は有効としますので、個別にご相談ください。

Q3-3 助成金の申請者（団体名または代表者名）と領収書等の宛名（団員の個人名）が異なっていました。助成金の対象経費として認められますか？

A3-3 認められません。助成金申請者を支払者とする領収書のみ対象となります。

Q3-4 「申請者自身への支払い」は対象経費と考えてよいでしょうか？

A3-4 申請団体の代表であるAから出演者Aへの支払いは認めますが、個人で申請した申請者Bが出演者Bへの支払いは認められません（公人としての申請者を個人と区別しています）。

Q3-5 「ホームページの開設費用」は「団体または個人の財産となる物品等の購入費等」に当たらず対象となると理解してよいでしょうか？

A3-5 事業の実施に係るホームページ開設費用は対象としますが、運用費（ランニングコスト）は対象外となります。

Q3-6 申請事業と併せて行うオンライン事業の経費も対象経費と考えてよいでしょうか？

A3-6 申請事業と同一事業として行うオンライン事業に係る経費は対象経費として認められます。

Q3-7 対象経費が20万円を超える場合でも、事業にかかる全ての領収書の提出が必要でしょうか？

A3-7 全ての領収書の提出が必要です。

【その他】

Q4-1 承認予定件数10件程度とありますが、先着順でしょうか？

A4-1 先着順ではありません。募集期間終了後に審査を行います。

Q4-2 助成金の支払い時期はいつ頃になるのでしょうか？

A4-2 事業完了報告書をご提出いただき、不備がなければおおむね1か月程度で指定の口座に振り込みます。

Q4-3 本助成金は課税対象となるのでしょうか？

A4-3 課税対象となります。

Q4-4 過去実績のチラシの原本の保管がな1いため、データを印刷したものでも可能でしょうか？

A4-4 可能です。

Q4-5 P8の13注意事項（3）助成事業は、申請者名、事業名、助成金交付確定額等を区ホームページ等に掲載します。とありますが、芸名で活動しているため本名を公表されたくありません。申請書の申請者名の欄には本名を書かないとだめでしょうか？

A4-5 本名を公表されたくない方は、申請者名の欄に本名を記入した上で、右側に（芸名）をご記入ください。

令和 6 年 5 月 31 日
6 杉並第 17588 号

杉並区施設運営パートナーズ制度（指定管理者制度）の 導入・運用に関する方針

区では、平成 16（2004）年度の指定管理者制度の導入以降、制度を取り巻く環境が大きく変化してきたことから、制度導入による成果が得られているのかなどを改めて確認するため、運営に係る状況や利用者のサービスに対する意見、従事者の労働環境などの視点も含めて、区の指定管理者制度の検証を行い、令和 5 年 9 月に「指定管理者制度の検証報告書」としてまとめたところである。

検証においては、指定管理者は、単に施設の管理運営を行うのではなく、公の施設の運営を通じて、より良い施設サービスを提供するとともに、地域との連携や積極的な情報公開のほか、環境配慮やワークライフバランスなどの社会的課題に区と同じ姿勢で取り組むことが求められ、区には、指定管理者と連携して満足度の高い施設運営につなげていくという設置者としての責任があるとの認識を改めて確認した。その上で、今後、指定管理者制度を活用し、更に満足度の高いサービスを提供していくために、次の点に力を入れていくこととした。

- 指定管理者制度の導入の可否を検討する際の日安をより明確にする。
- 指定管理者との連携を密にするためのコミュニケーションの充実に留意するほか、多様な角度から運営状況を確認する。
- 地域に根ざした施設となるよう、各施設において更なる取組の充実に図る。
- 従事者の労働環境の更なる充実に図るなど、労働者の権利擁護に配慮する。

そして、良質で持続可能なサービスの提供や地域活性化の更なる推進に向け、地域住民等・指定管理者・区が連携を密にしていくことを、区民や施設利用者、指定管理者に明確に伝えていくために、杉並区における指定管理者制度に「杉並区施設運営パートナーズ制度」の愛称を用いることとした。

以上のことから、これまでの「杉並区指定管理者制度導入指針」を全面的に見直し、指定管理者制度の検証報告書に基づき、「杉並区施設運営パートナーズ制度（指定管理者制度）の導入・運用に関する方針」として、次のとおり定めるものとする。

なお、本方針においては、指定管理者制度に「杉並区施設運営パートナーズ制度」との愛称を用いる。

1 杉並区施設運営パートナーズ制度の導入・継続の判断

指定管理者は、公の施設の運営を通じて、より良い施設サービスを提供するとともに、地域との連携や積極的な情報公開のほか、環境配慮やワークライフバランスなどの社会的課題に区と同じ姿勢で取り組むことが求められ、区には、指定管理者と連携して満足度の高い施設運営につなげていくという設置者としての責任がある。こうしたことを踏まえ、区は、指定管理者を公の施設を区と共に運営していくパートナーと位置付ける。そして、地域に溶け込み、地域とともに歩む指定管理施設となるよう、地域住民等・指定管理者との連携を積極的に推進していくものとする。

こうした、杉並区施設運営パートナーズ制度を活用するに当たっての基本的な姿勢を十分に踏まえた上で、制度の導入の要否については、「満足度の高いサービスの提供」を最も重視し、その上で、制度導入によるコストなどについて評価し、総合的な観点から判断するものとする。

また、社会の変化が極めて激しい時代であることを鑑み、指定期間満了後の杉並区施設運営パートナーズ制度の活用の継続については、すべての施設を対象に、指定期間満了年度の前年度までに、改めて、導入の要否と同様に総合的な観点で判断するものとする。

杉並区施設運営パートナーズ制度の導入・継続の判断の目安は次のとおりとする。

杉並区施設運営パートナーズ制度の導入・継続の判断の目安

○サービス向上の視点

- ・民間事業者が持つ専門性やノウハウの活用が期待できるか。
- ・国等が施設の設備・運営の基準を定めている施設については、指定管理者による創意工夫や専門性の発揮により、サービス向上が期待できる余地があるか。
- ・複合施設内の複数の施設を同一の指定管理者の管理運営に委ねることで、複合施設の利点（複合施設ならではのサービスの展開等）を更に引き出すことができるか。

○向上が期待されるサービスとコストのバランスの視点

- ・制度導入により質の向上が期待される区民サービス等と、制度導入によるコストが見合うか。

○区職員の業務に関する知識の蓄積等の視点

- ・制度を導入しても、区職員が当該施設の業務への理解を深めることや、提供するサービスに関する知識等を蓄積することができるか。

○複数の施設のグループ化によるスケールメリットの視点

- ・同種の複数の施設の管理運営を、同一の指定管理者に一体的に任せることで、より効果的・効率的なサービス提供が可能か。
- ・1施設のみでは規模が小さく、制度の導入による効果が見込みにくい場合に、近隣の施設をグループ化し、同一の指定管理者に管理運営を任せることで、より効果的・効率的なサービス提供が可能か。

なお、制度の導入・継続を判断する際は、次の点に留意するものとする。

導入・継続に当たっての留意点

- 区職員の業務に関する知識の蓄積等に向けて
 - ・同種の施設が複数ある場合には、施設の特性に応じて、一定程度の施設を直営の運営とするなど、区職員が当該施設の業務への理解を深め、提供するサービスに関する知識等を蓄積するための方策を検討すること。
- コスト（指定管理料）の積算
 - ・現場従事者に対する労働報酬下限額以上の賃金の支払いを確実に担保するほか、従事者のやりがいや働きやすい職場とするための取組に伴うコストに配慮すること。

2 指定期間の設定

安定的な運営、創意工夫や専門性の発揮によるサービス向上を図る観点から、指定期間は5年間を原則とするが、状況に応じて、指定期間の短縮・延長を検討することができるものとする。

指定期間
○原則、5年間
5年間より短い指定期間を検討できるケース
○施設の廃止や大規模改修が予定されている場合 など
5年間を超えた指定期間を検討できるケース
○5年間を超える期間とすることにより、指定管理者の創意工夫によるサービスの向上が見込まれる場合
○初期投資の回収期間を考慮する必要がある場合 など

3 指定管理者の選定

指定管理者の選定に当たっては公募型プロポーザル方式を原則とし、指定期間満了に伴う次期指定管理者の選定についても同様とする。

また、指定管理者を選定する際は、新たに次の点を確認し、評価するものとする。

指定管理者選定に当たっての確認・評価点
○公の施設を管理運営することに対する考え方
○地域に溶け込み、利用者や地域住民の意見・要望を踏まえた運営を行うための取組
○従事者のライフワークに沿った勤務体制とするなど、働きやすい職場とするための取組や人材育成の方針
○労働者の権利擁護につながる取組
○区の情報公開制度の原則公開等の考え方に対する理解度や、情報公開・公表に関する考え方や取組
○環境問題への対処や男女共同参画社会の実現など区の施策や社会課題に対する考え方や取組

4 杉並区施設運営パートナーズ制度の導入後の留意点

杉並区施設運営パートナーズ制度導入後も、区は、施設設置者としての責任を果たす立場にある。そうした視点に立ち、区職員は、業務への理解を深め、提供するサービスに関する知識等の蓄積を確実に行っていく。また、モニタリングによる業務の改善や労働環境モニタリング、杉並区公契約条例に基づく取組の確実な実施により労働環境の改善を図り、提供するサービスの質の向上につなげていく。

杉並区施設運営パートナーズ制度の導入後の留意点

○区職員の業務に関する知識の蓄積

- ・業務への理解を深め、提供するサービスに関する知識等を蓄積する。
- ・当該施設に関する指定管理者の会計処理等の内容を充分理解できるよう、簿記等の研修の受講等、会計に関する知識の向上に努める。

○サービスの向上に向けた取組

- ・区職員は「施設の最終責任者が区であること」を自覚し、指定管理者には「区民の福祉向上のために設置している公の施設の管理運営を担っていること」への責任を強く持ってもらい、区と指定管理者がパートナーとして積極的にコミュニケーションをとりながら、それぞれの役割を果たし、更に満足度の高いサービスの提供につなげる。
- ・モニタリングでのヒアリングの機会等を活用し、業務内容や運営体制等について、必要に応じて助言等を行う。
- ・指定管理者選定の際に確認した「地域との連携の取組」、「従事者の働きやすさ等のための取組」、「労働者の権利擁護につながる取組」、「透明性の高い施設運営（情報公開等）の取組」、「社会課題に係る取組」などの実施状況や、利用者等の要望の実現に向けた取組状況等を確認し、必要に応じて助言等を行う。

○従事者の労働環境の改善

- ・従事者が適正な労働環境のもとで、区民に良質な公共サービスを安定的に提供できるよう、労働環境モニタリングにより、社会保険労務士による専門的な知見からの助言等を行う。
- ・指定管理者に対し、従事者に杉並区公契約条例に基づく労働報酬下限額の適用を受けること等の周知を図ることを徹底させていく。
- ・杉並区公契約条例に基づき、労働報酬下限額以上の賃金が確実に支払われていること等を確認し、必要に応じて立入調査等を行い、違反が認められる場合は是正措置を命じる。

○施設やサービス内容の周知の徹底

- ・指定管理者に対し、施設を利用していない区民等にも施設及びサービス内容等をわかりやすく伝える視点に留意しながら、SNSなど様々な媒体や機会を通じた情報の発信を促していく。

○災害対応

- ・指定管理者に対し、災害対応マニュアルや事業継続計画の策定のほか、地域の防災訓練等への積極的な参加などを促していく。なお、防災拠点に指定された施設の管理運営を担う指定管理者とは、「災害対応に関する協定書」の締結により、震災救援所との連携などに取り組んでいく。

5 更なる区民サービスの向上と地域の活性化に向けて

区は、良質で持続可能なサービス提供の要である従事者の権利擁護にもつながらる取組や、地域に根ざした施設運営となる取組などの研究・検討を重ね、更に区民満足度の高いサービス提供ができる施設運営と地域の活性化を目指していくものとする。

指定管理業務		休館中の実施	備考	
(1) 芸術文化の普及振興事業に関する業務	指定管理者自らが企画し、実施する公演を年に数回実施する。	公演の実施 ×		
		翌年度の事業の企画及び準備 ○		
	区民ニーズの高い舞台芸術団体等の招聘に努める。	公演の実施 ×		
		翌年度の公演の準備 ○		
		翌々年度の舞台芸術団体の募集及び選定 ○		
	区民が舞台芸術をはじめとする芸術文化に接し、自ら創造活動に参加する環境を築き、発展させるための教育・啓発事業を実施する。	事業の実施 △	舞台芸術の鑑賞事業、芸術文化の普及・向上を図るための教育・啓発事業（アウトリーチ）を実施する。	
		翌年度の事業の企画及び準備 ○		
	アーカイブを活用するとともに、インターネット等の多様なメディアを利用し、演劇資料等の芸術文化活動に関する情報収集と発信を行う。		○	
	区民が等しく文化活動の機会と場を得られるように配慮しながら、区民が行う主体的な文化活動の場を提供する。	事業の実施 ×		
		翌年度の事業の企画及び準備 ○		
区民等が行う多様な文化・芸術活動への支援や交流を促進する事業を実施する。		○		
リニューアルオープンに向けた機運醸成事業の実施		◎	休館期間中のみ実施	
(2) 施設の運営管理に関する業務	施設利用の手続、利用料金の徴収等	今年度利用分の利用手続き、利用料金の徴収等 ×		
		翌年度利用分の利用手続き、利用料金の徴収等（利用日の8か月前から） ○		
	災害や事故が発生した場合の対応や、防災訓練や避難訓練の実施等の安全管理 △	中規模改修の内容により、防災訓練等の実施を要する。		
「杉並芸術会館運営に関する懇談会」への協力等の区民や関係団体との協働		○		
(3) 施設等の維持管理に関する業務	①建物の保守管理	△	中規模改修の対象とならなかった建築設備、舞台関係設備、備品等の保守管理のほか、修繕工事業者に対する施設運営者としての助言等の対応を行う。	
	②建築設備の保守管理			
	③舞台関係設備の保守管理			
	④備品等の保守管理			
	⑤清掃業務	△	頻度を半分にして実施	
	⑥保安警備業務	△	中規模改修の内容により、実施を要する。	
	⑦施設保全業務	△	必要に応じて実施	
(4) その他の業務	区との連絡調整のための会議	○		
	自己評価・業務改善の実施			
	事業報告書等、区に対する必要な資料の提出			
	各種調査への協力			